

## 2 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

### 2.1 年金部門

#### 2.1.1 厚生年金

##### (1)負担

###### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 4.厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

###### ②推計方法

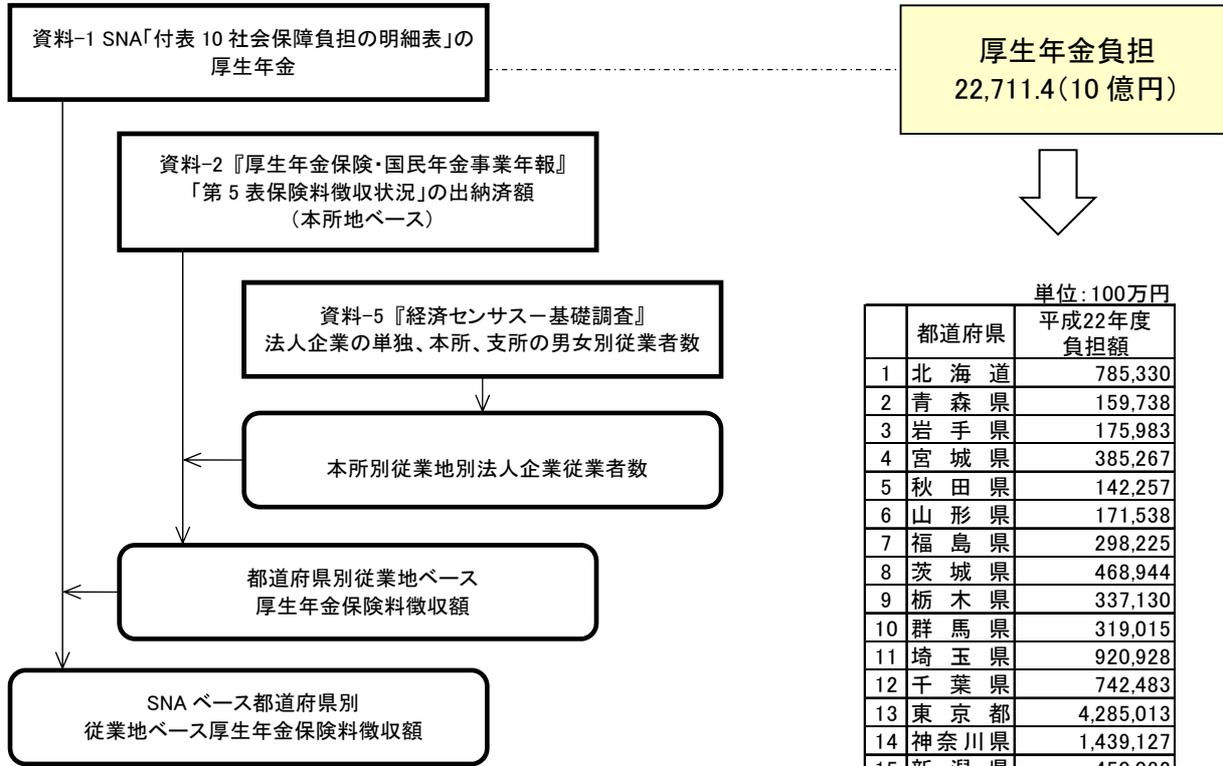
- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNAベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left( Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

- $Cw_j$  : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料
- $Ch_i$  : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料
- $C_{SNA}$  : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）
- $L_{ij}$  : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③推計フロー



厚生年金負担  
22,711.4(10億円)

単位:100万円

	都道府県	平成22年度 負担額
1	北海道	785,330
2	青森県	159,738
3	岩手県	175,983
4	宮城県	385,267
5	秋田県	142,257
6	山形県	171,538
7	福島県	298,225
8	茨城県	468,944
9	栃木県	337,130
10	群馬県	319,015
11	埼玉県	920,928
12	千葉県	742,483
13	東京都	4,285,013
14	神奈川県	1,439,127
15	新潟県	450,032
16	富山県	217,702
17	石川県	201,000
18	福井県	136,956
19	山梨県	136,254
20	長野県	363,774
21	岐阜県	323,987
22	静岡県	741,831
23	愛知県	1,599,621
24	三重県	309,233
25	滋賀県	240,268
26	京都府	404,565
27	大阪府	1,929,677
28	兵庫県	842,082
29	奈良県	153,666
30	和歌山県	119,928
31	鳥取県	82,566
32	島根県	104,891
33	岡山県	315,517
34	広島県	510,734
35	山口県	225,599
36	徳島県	111,775
37	香川県	171,372
38	愛媛県	213,462
39	高知県	96,701
40	福岡県	825,915
41	佐賀県	125,429
42	長崎県	181,301
43	熊本県	237,918
44	大分県	165,976
45	宮崎県	164,163
46	鹿児島県	223,163
47	沖縄県	153,362
	合計	22,711,398

(2)給付

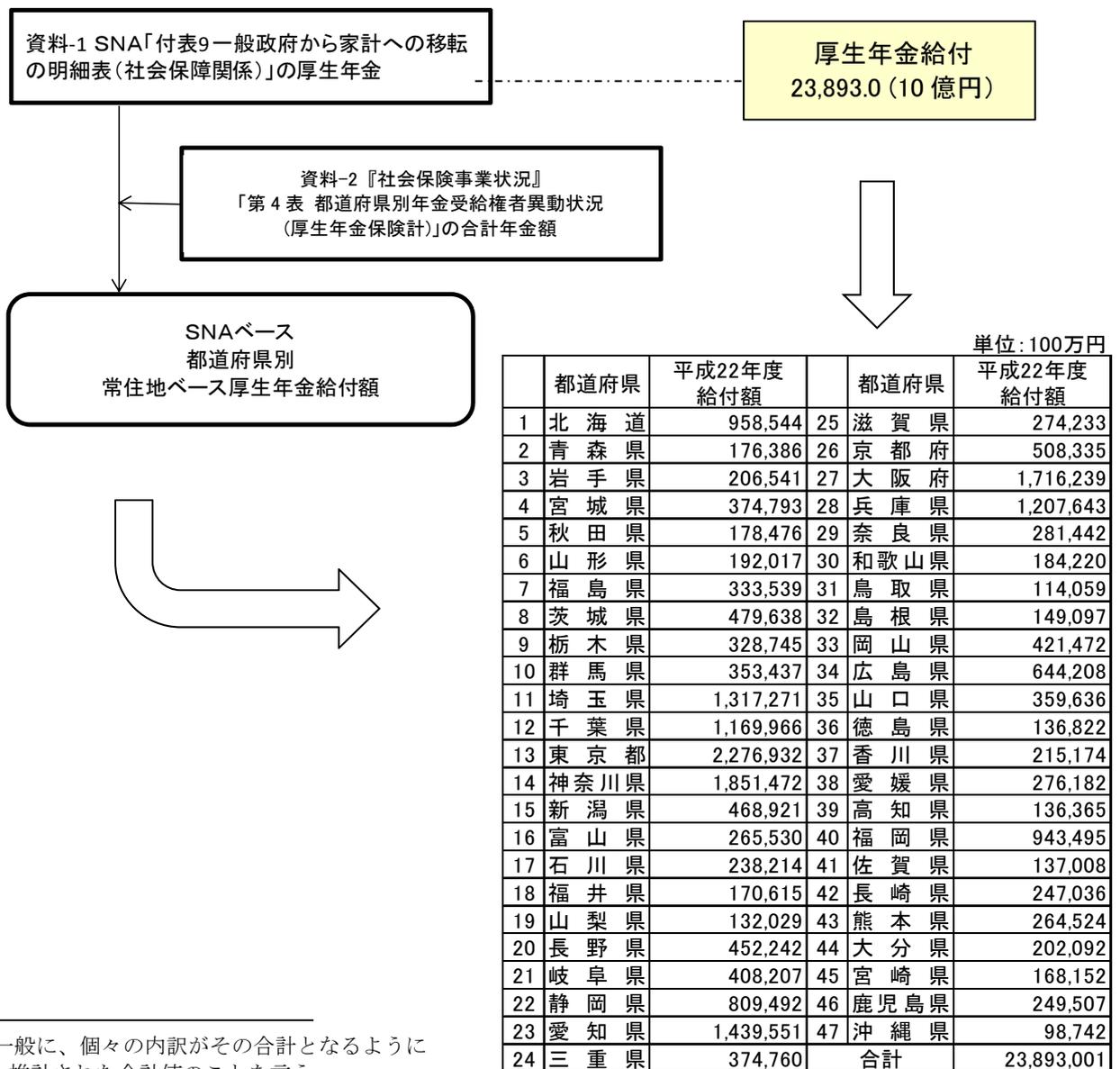
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

②推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル<sup>1</sup>として、これを資料-2 『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



<sup>1</sup> 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

## 2.1.2 国民年金

### (1)負担

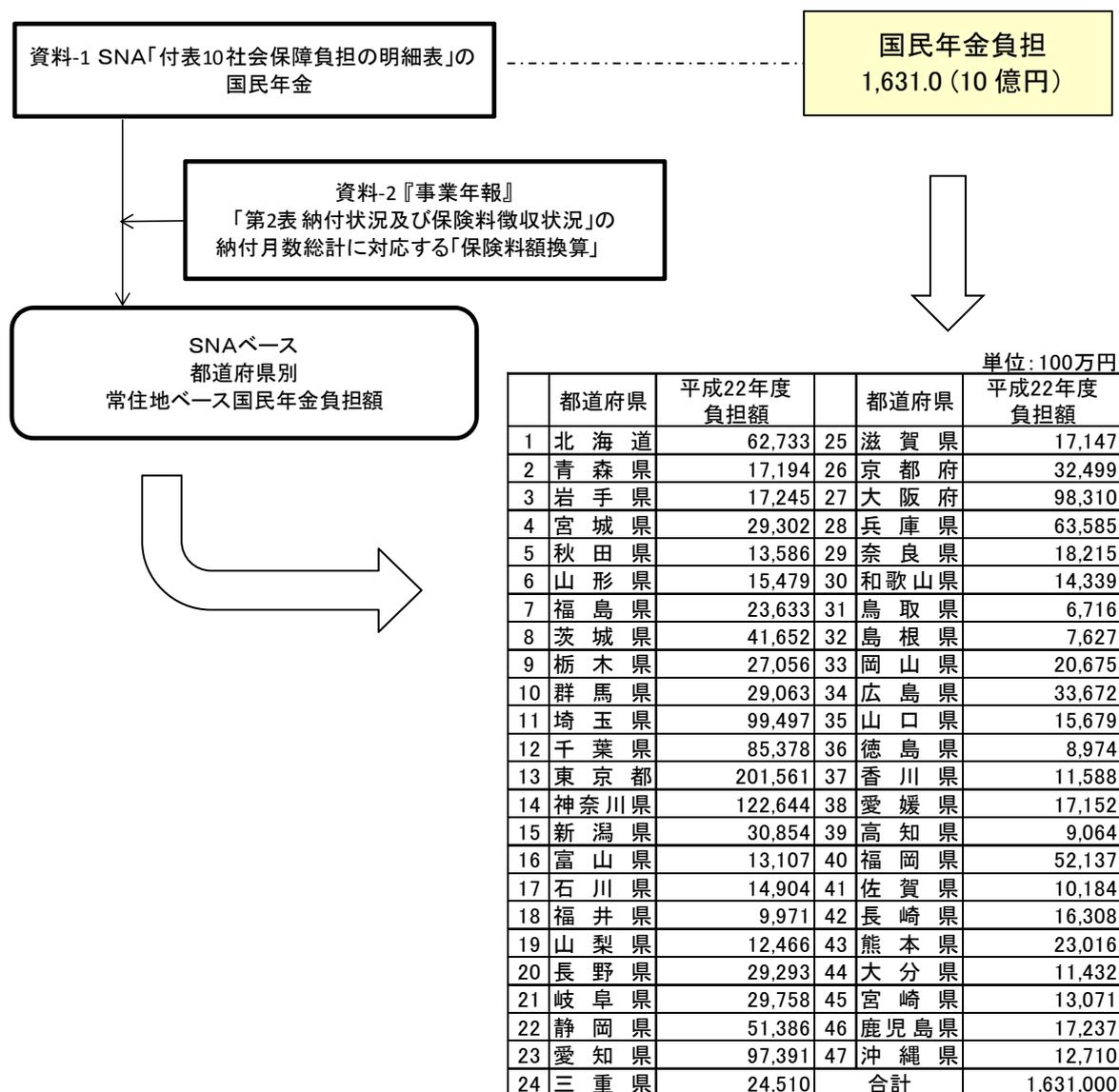
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5.国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



(2)給付

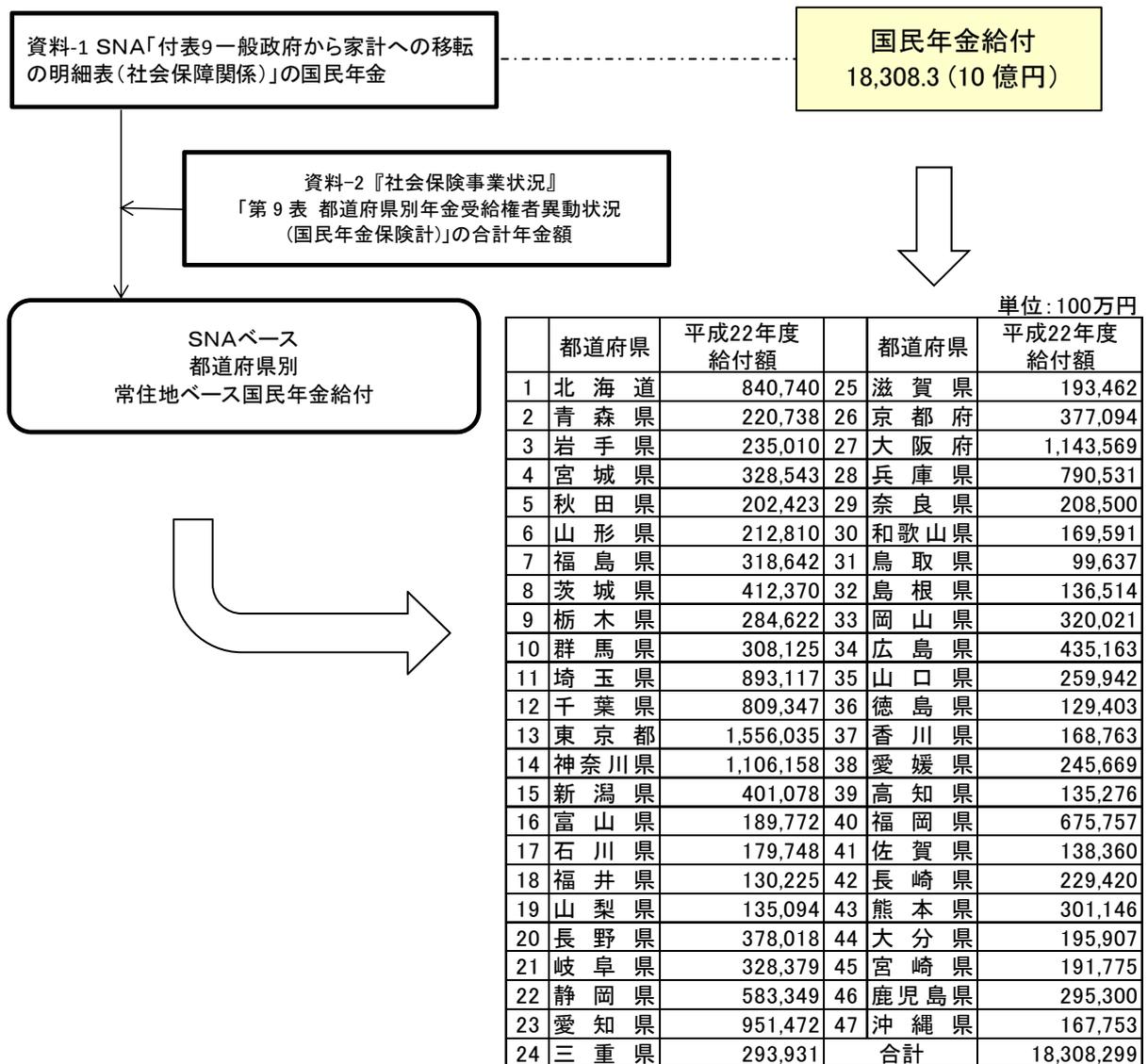
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」

②推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



## 2.1.3 国家公務員共済組合

### (1)負担

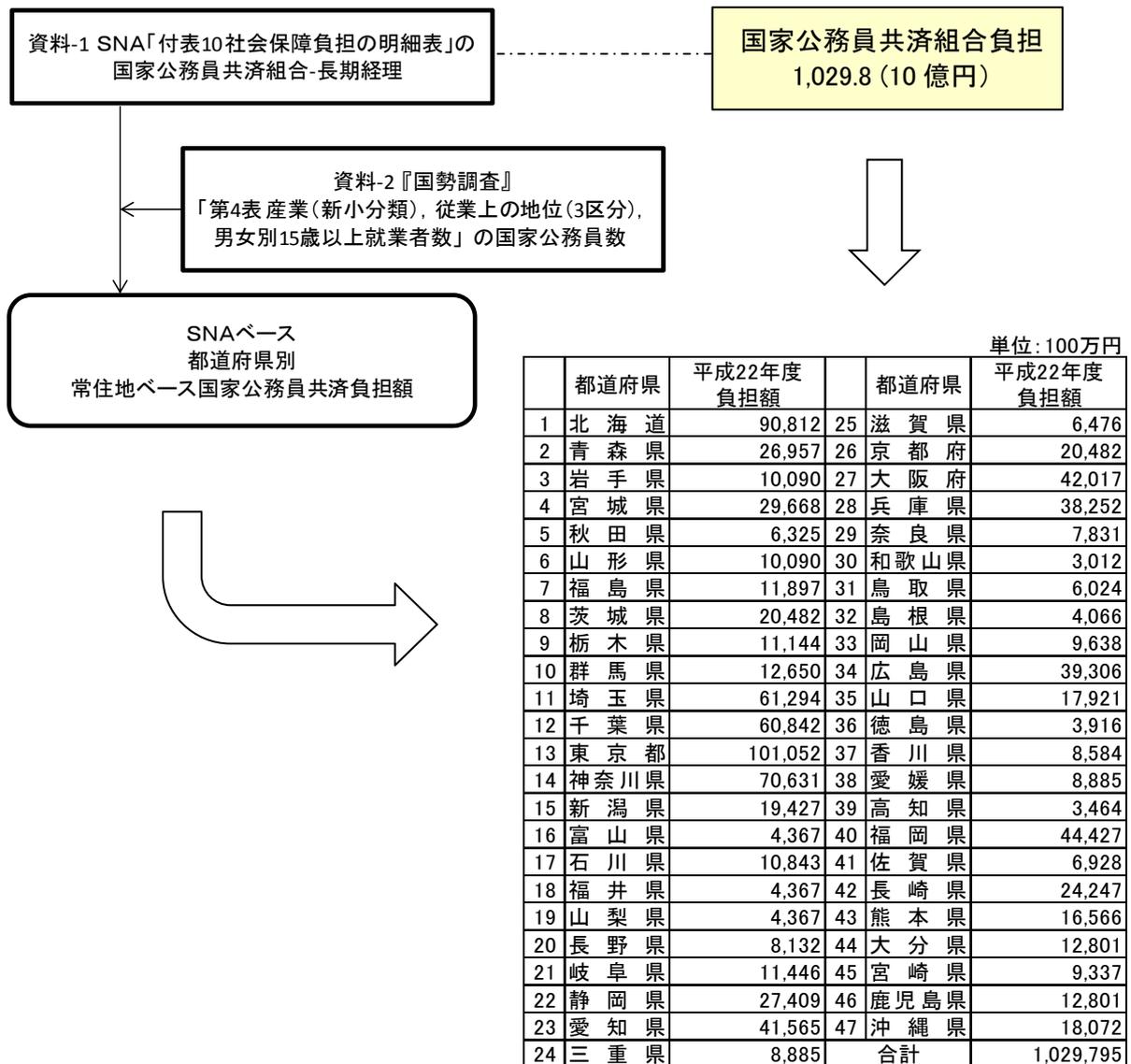
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），「男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



(2)給付

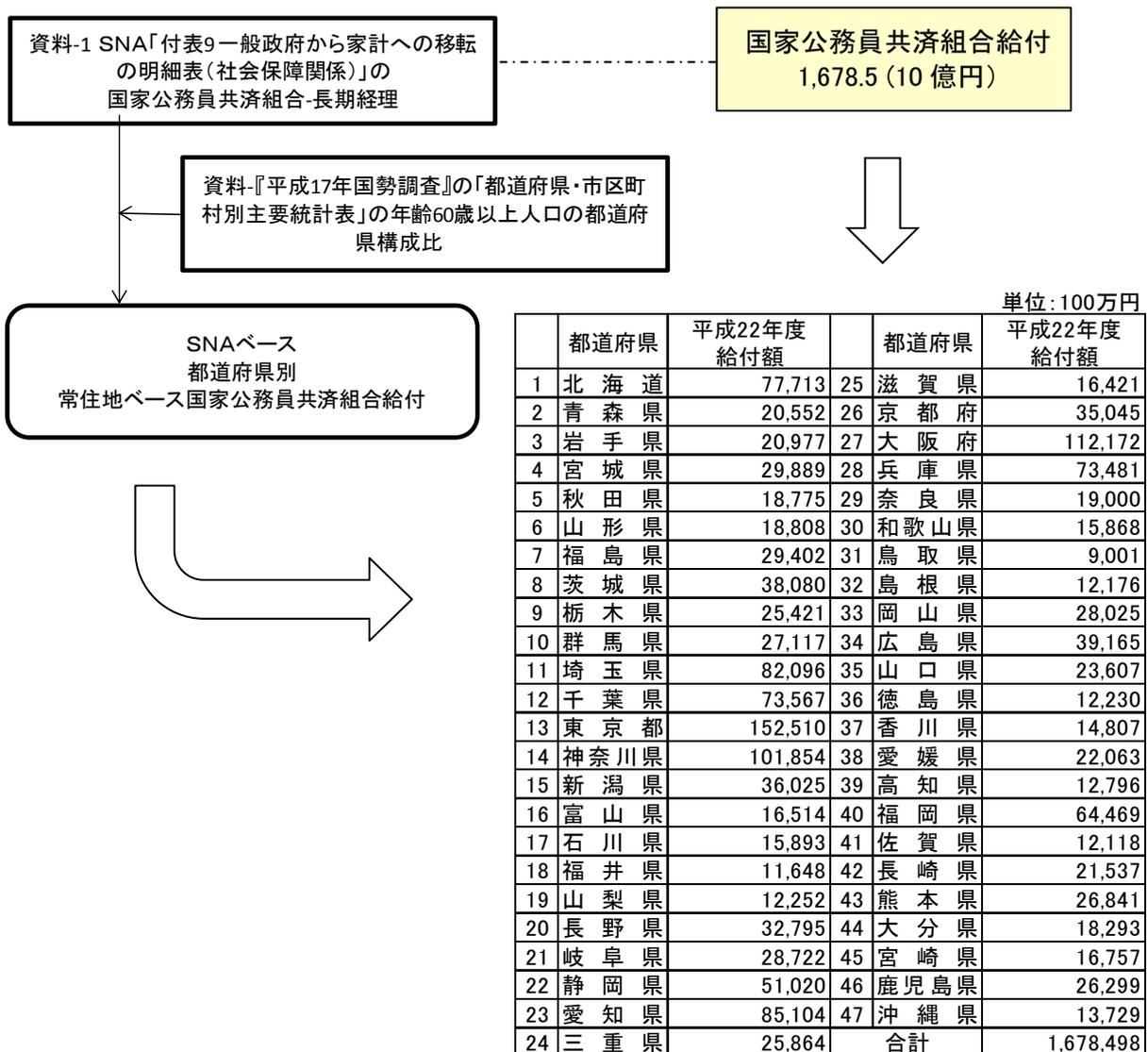
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

②推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の 3.共済組合(1)国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢 60 歳以上人口の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



## 2.1.4 地方公務員共済組合

### (1)負担

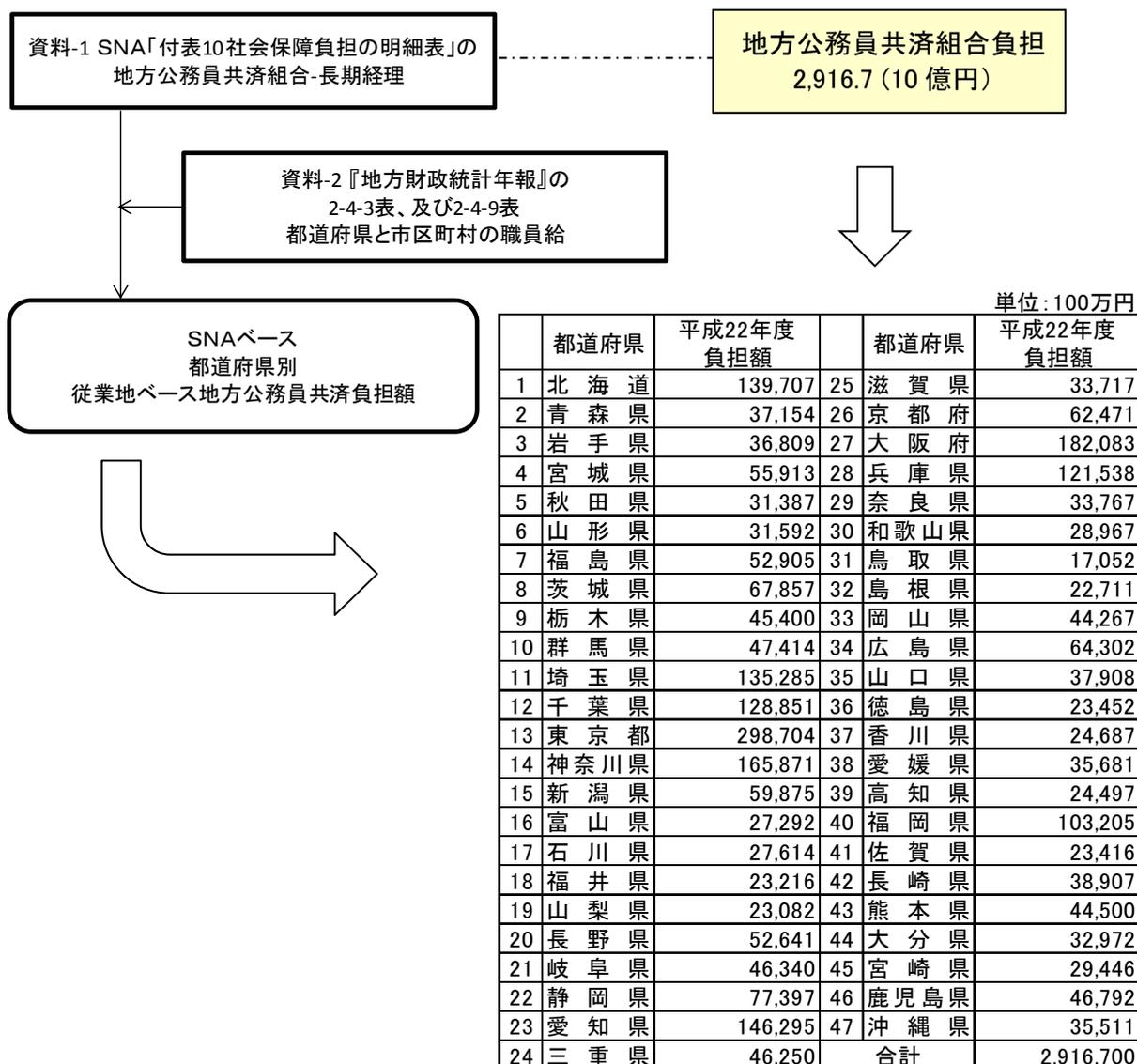
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## (2)給付

### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』(総務省) ... 「長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』(地方職員共済組合)
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』(公立学校共済組合)
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』(警察共済組合)
- ・資料-6 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表(一覧表)」
- ・資料-7 『国勢調査』(総務省) --- 「第 3 表 従業・通学都道府県, 常住都道府県, 男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数ー全国」
- ・資料-8 『地方公務員給与実態調査』(総務省) --- 「第 1 表の 2 団体区分別, 職種別, 都道府県別職員数及び平均基本給月額」(2)市 全職員数および(3)町村 全職員数

### ②推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の 3.共済組合(2)地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-8 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。
- ・上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のように常住地ベースに変換する。

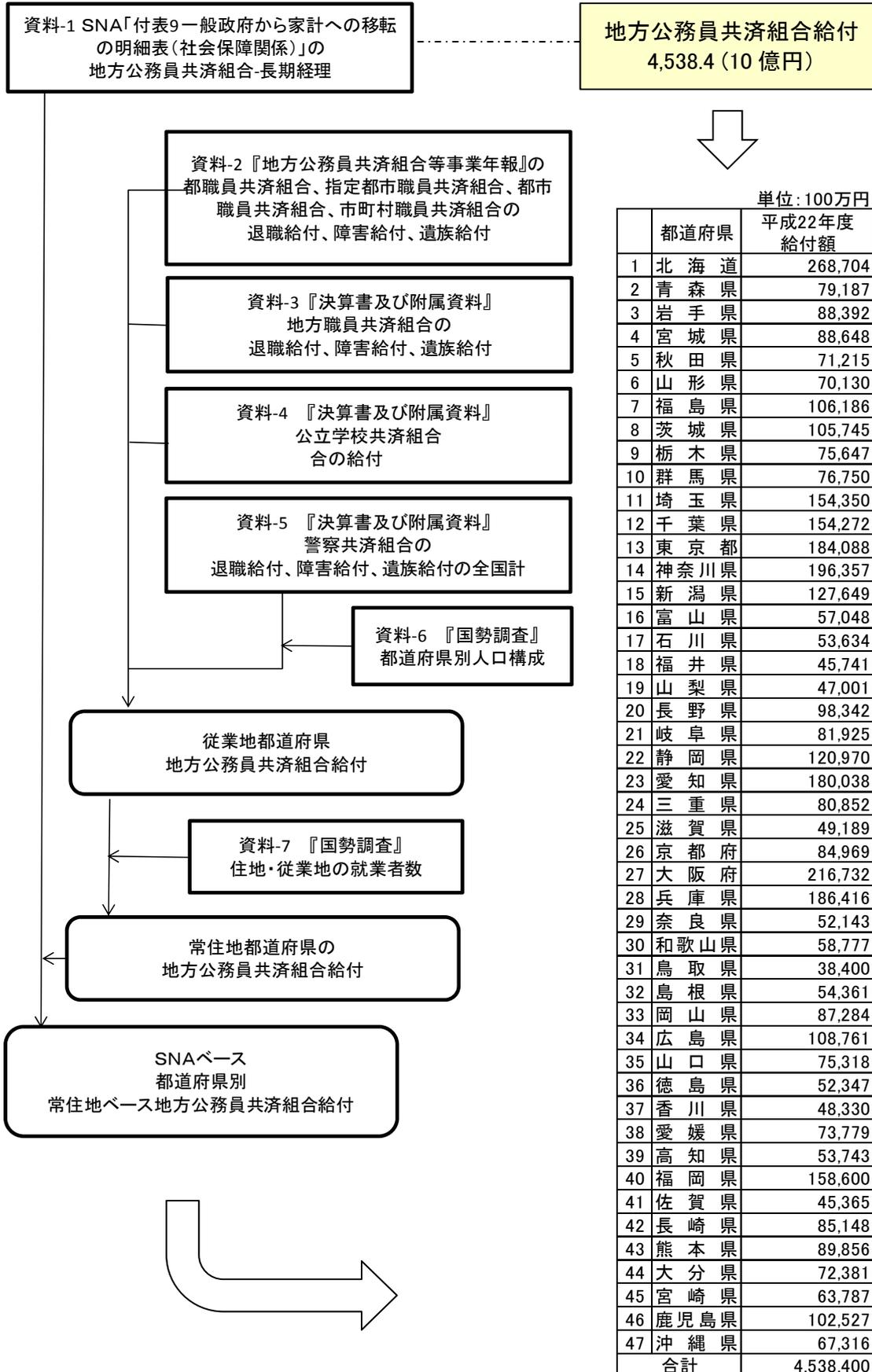
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

$Sl_i$ : 常住地都道府県 i の給付額

$Sw_j$ : 従業地都道府県 j の給付額

$L_{ij}$ : 常住地都道府県 i, 従業地都道府県 j の従業者数

③推計フロー



## 2.1.5 私学・その他共済

### (1)負担

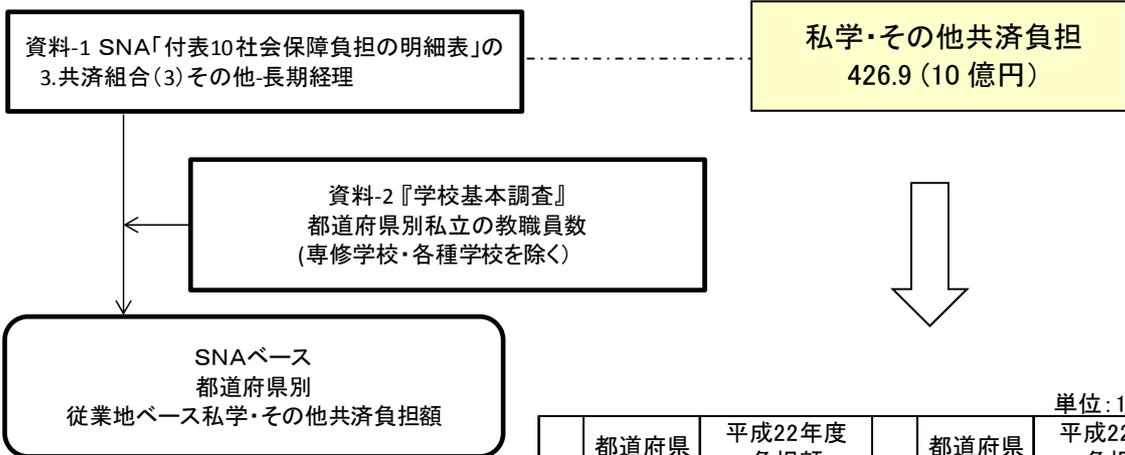
#### ①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③推計フロー



SNAベース  
都道府県別  
従業地ベース私学・その他共済負担額

私学・その他共済負担  
426.9 (10 億円)

資料-2 『学校基本調査』  
都道府県別私立の教職員数  
(専修学校・各種学校を除く)

単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 負担額		都道府県	平成22年度 負担額
1	北海道	14,880	25	滋賀県	1,802
2	青森県	3,157	26	京都府	14,792
3	岩手県	3,042	27	大阪府	32,342
4	宮城県	6,942	28	兵庫県	16,441
5	秋田県	1,551	29	奈良県	3,584
6	山形県	2,715	30	和歌山県	1,478
7	福島県	4,494	31	鳥取県	1,202
8	茨城県	6,560	32	島根県	661
9	栃木県	10,676	33	岡山県	5,671
10	群馬県	4,372	34	広島県	8,988
11	埼玉県	22,206	35	山口県	3,634
12	千葉県	17,145	36	徳島県	1,371
13	東京都	100,894	37	香川県	1,697
14	神奈川県	28,217	38	愛媛県	3,306
15	新潟県	4,279	39	高知県	1,455
16	富山県	1,707	40	福岡県	20,438
17	石川県	3,847	41	佐賀県	2,108
18	福井県	1,575	42	長崎県	4,004
19	山梨県	2,108	43	熊本県	4,349
20	長野県	3,711	44	大分県	2,744
21	岐阜県	4,964	45	宮崎県	2,936
22	静岡県	8,815	46	鹿児島県	4,500
23	愛知県	24,690	47	沖縄県	1,353
24	三重県	3,496		合計	426,899

(3)給付

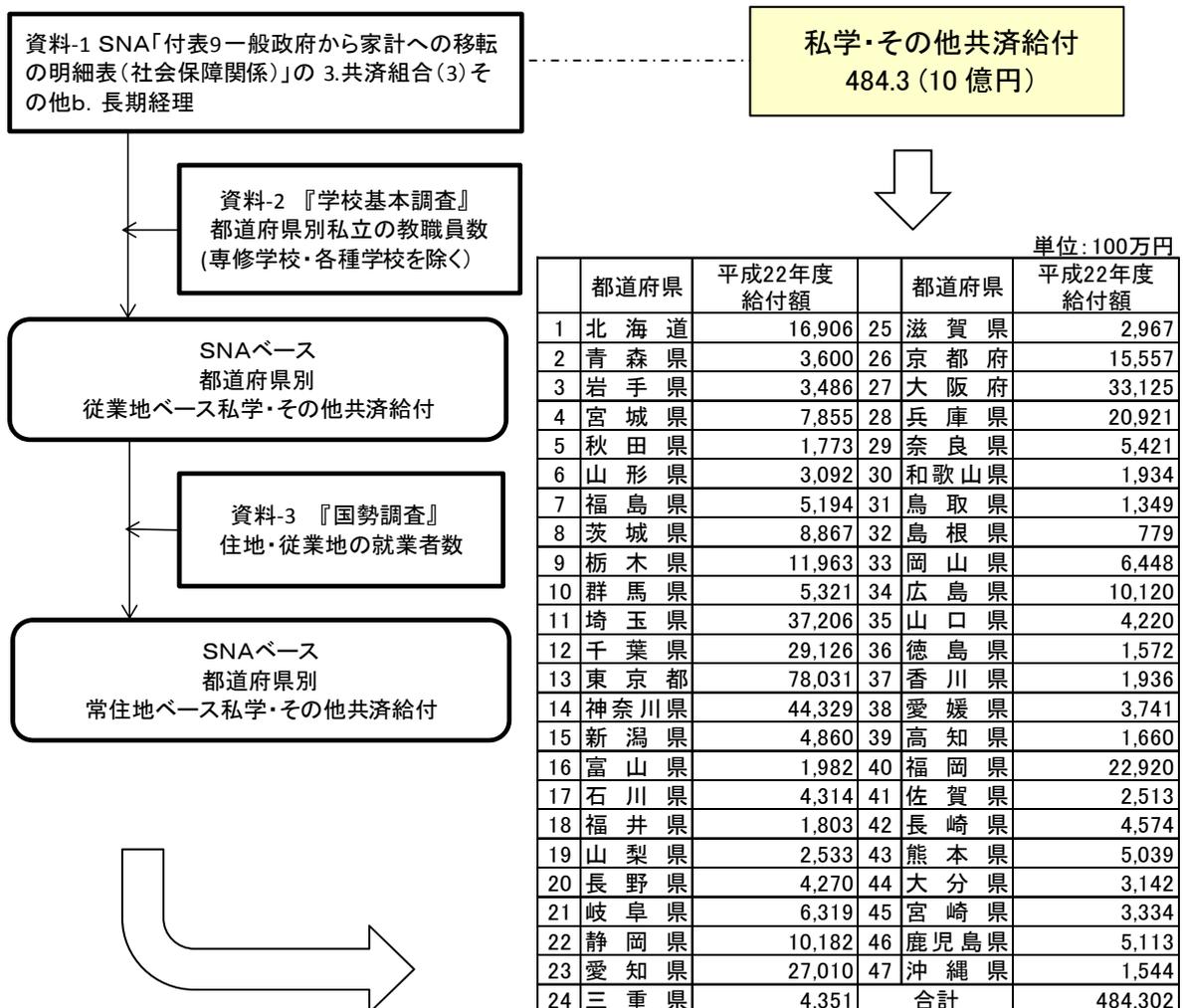
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『学校基本調査』(文部科学省) --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』(総務省) --- 「第3表 従業・通学都道府県、常住都道府県、男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数-全国」

②推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の3.共済組合(3)その他b. 長期経理をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③推計フロー



## 2.1.6 船員保険

### (1)負担

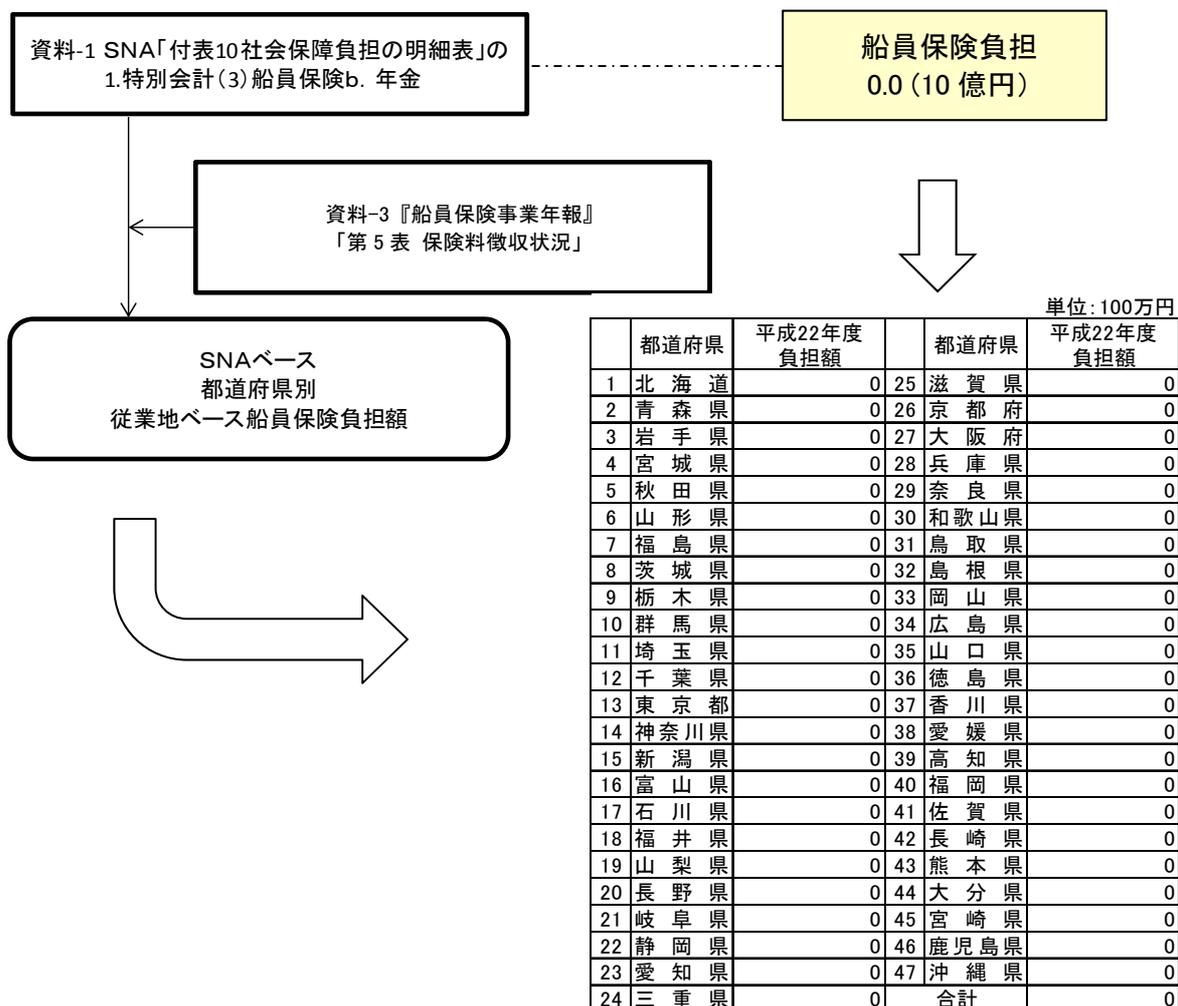
#### ①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

#### ③推計フロー



(2)給付

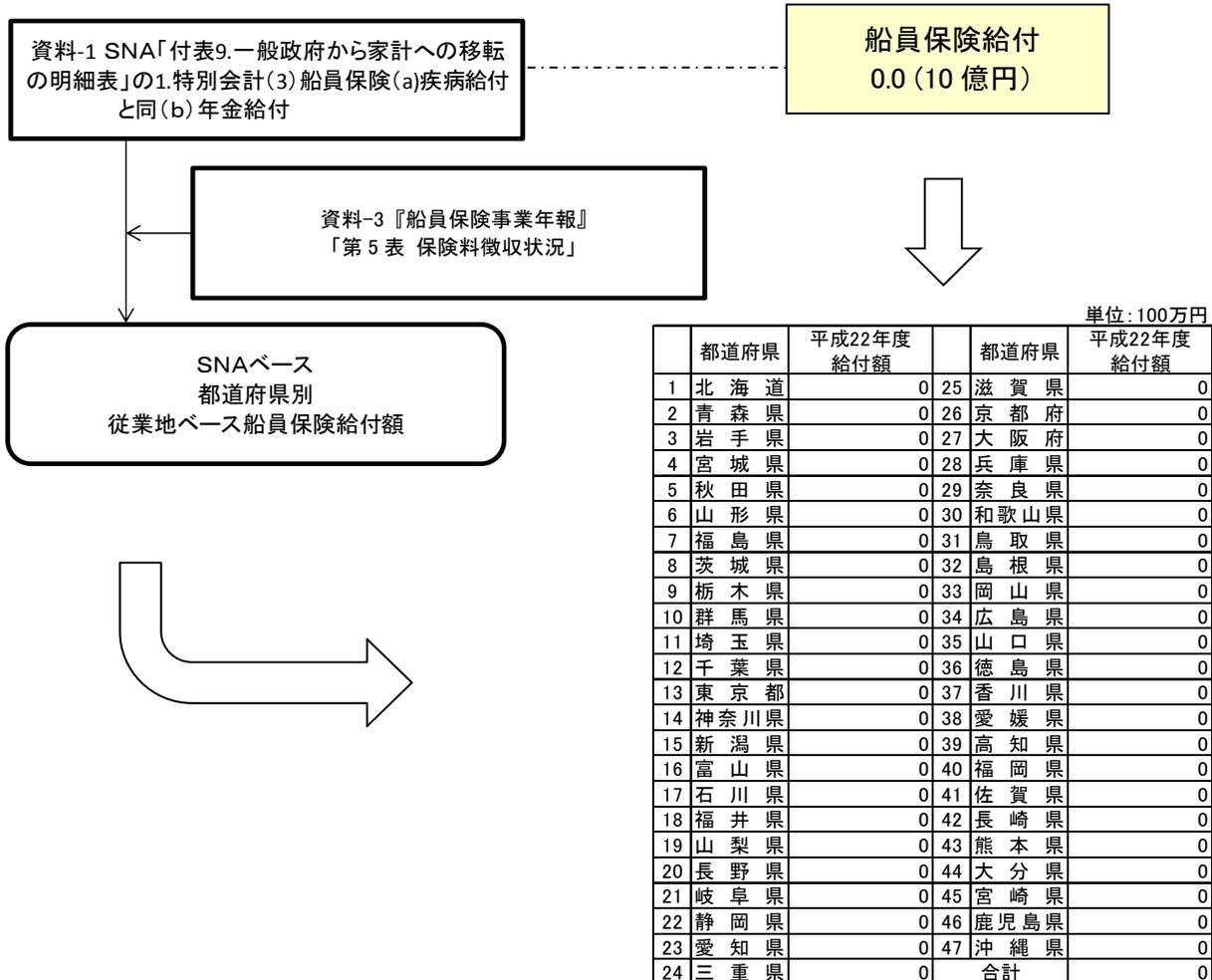
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『事業年報』(厚生労働省) --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第1表 摘要状況」

②推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の「1.特別会計(4) 船員保険」の現物社会移転以外の社会給付(疾病給付と年金給付の合計)をコントロール・トータルとして、資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比(2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額)の都道府県構成比)で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③推計フロー



## 2.1.7 その他

### (1)給付

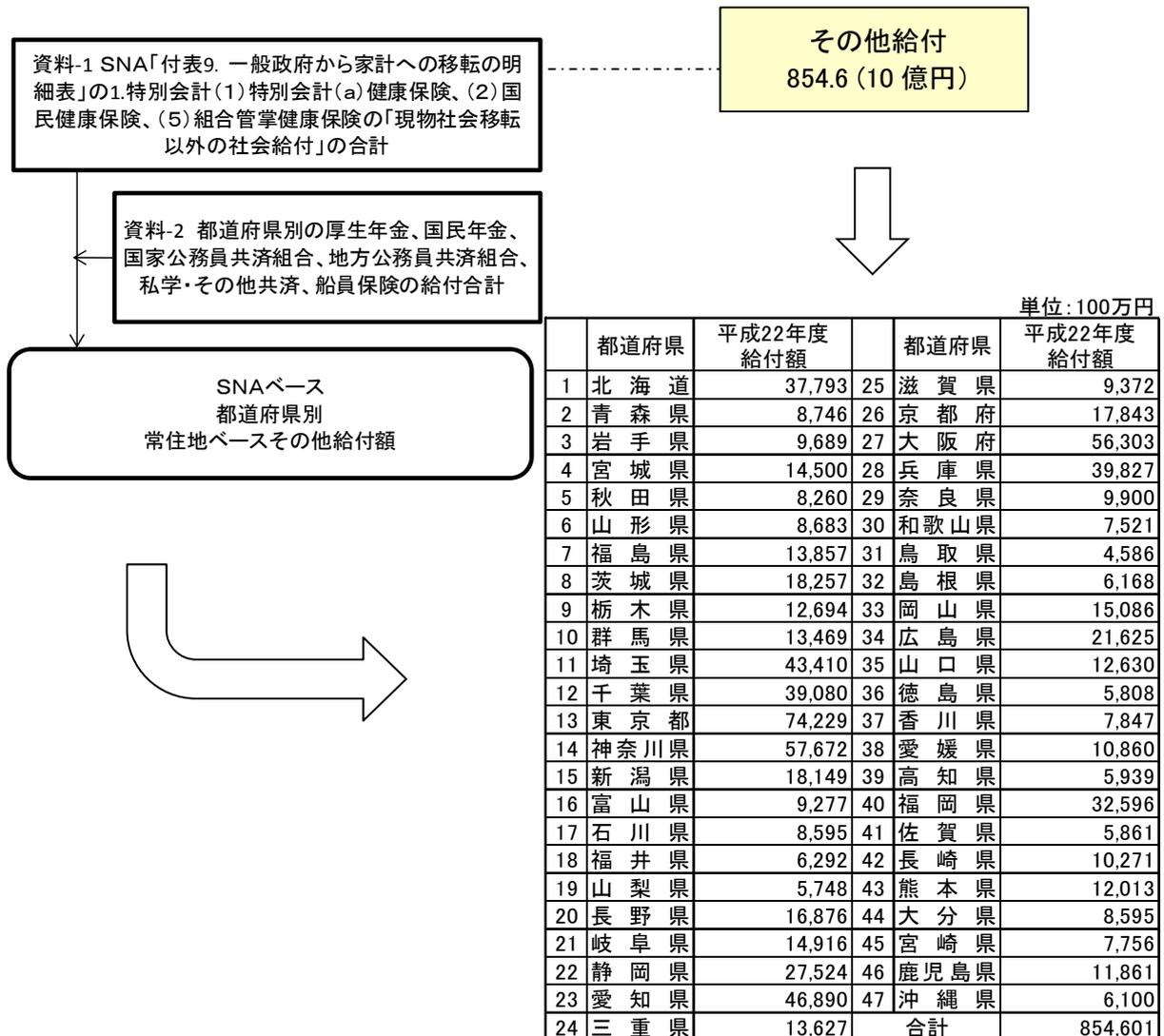
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

#### ②推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9.一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の1.特別会計(1)特別会計(a)健康保険、同(2)国民健康保険及び(5)組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## 2.2 医療・介護部門

### 2.2.1 組合管掌健康保険

#### (1)負担

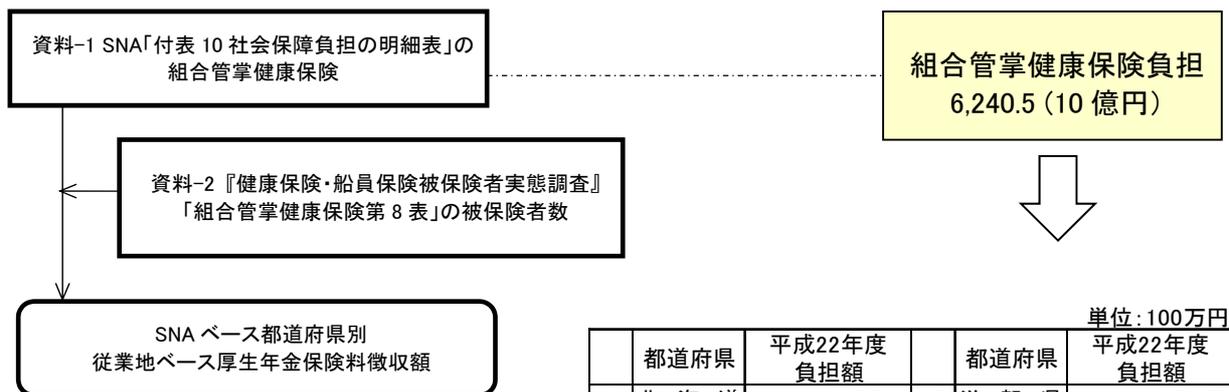
##### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）--- 「組合管掌健康保険 第 8 表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

##### ②推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

##### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 負担額		都道府県	平成22年度 負担額
1	北海道	116,584	25	滋賀県	32,065
2	青森県	12,668	26	京都府	65,517
3	岩手県	15,439	27	大阪府	653,384
4	宮城県	51,265	28	兵庫県	128,064
5	秋田県	12,074	29	奈良県	9,303
6	山形県	17,814	30	和歌山県	11,876
7	福島県	32,263	31	鳥取県	6,136
8	茨城県	71,455	32	島根県	6,334
9	栃木県	40,775	33	岡山県	26,523
10	群馬県	51,067	34	広島県	72,840
11	埼玉県	152,212	35	山口県	28,503
12	千葉県	142,909	36	徳島県	6,928
13	東京都	3,099,665	37	香川県	19,002
14	神奈川県	346,584	38	愛媛県	19,398
15	新潟県	49,484	39	高知県	5,146
16	富山県	33,649	40	福岡県	109,260
17	石川県	22,169	41	佐賀県	8,115
18	福井県	12,470	42	長崎県	11,084
19	山梨県	15,439	43	熊本県	14,845
20	長野県	60,766	44	大分県	11,084
21	岐阜県	26,523	45	宮崎県	16,627
22	静岡県	148,253	46	鹿児島県	12,668
23	愛知県	390,130	47	沖縄県	14,845
24	三重県	29,294		合計	6,240,498

## 2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

### (1)負担

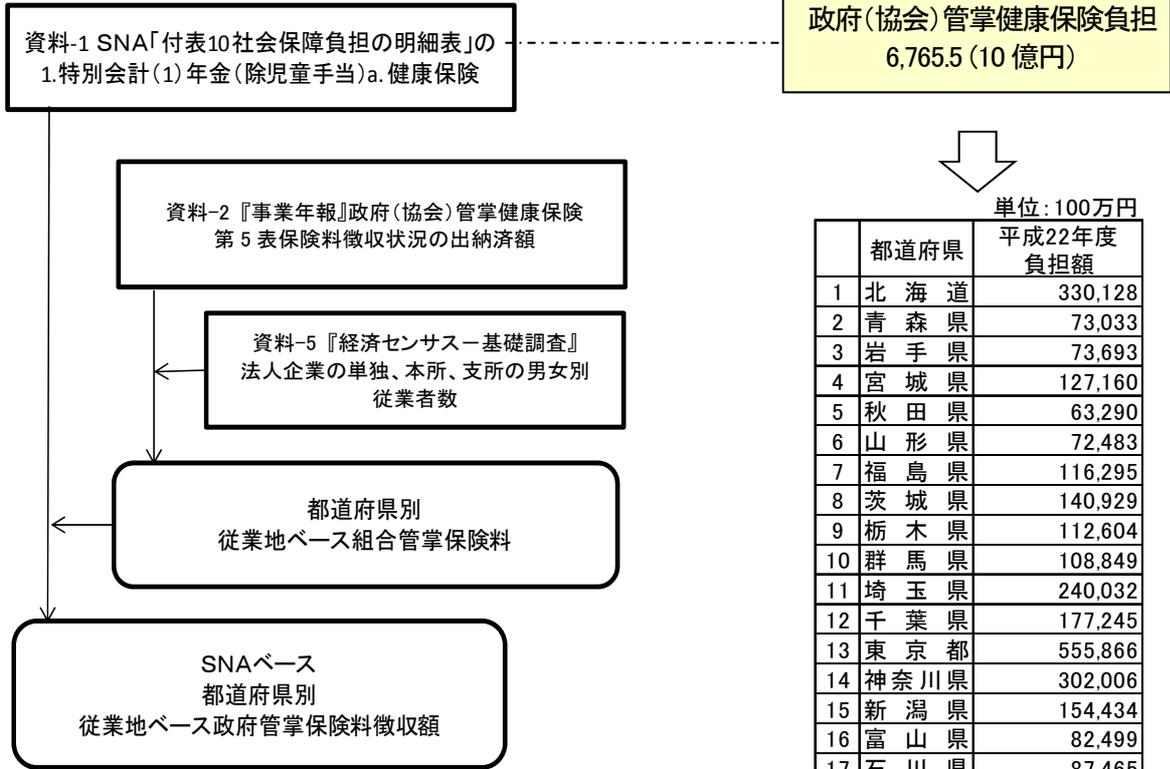
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③推計フロー

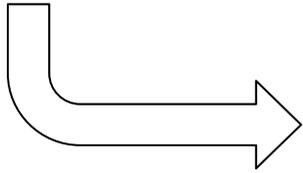


政府(協会)管掌健康保険負担  
6,765.5(10億円)



単位:100万円

	都道府県	平成22年度 負担額
1	北海道	330,128
2	青森県	73,033
3	岩手県	73,693
4	宮城県	127,160
5	秋田県	63,290
6	山形県	72,483
7	福島県	116,295
8	茨城県	140,929
9	栃木県	112,604
10	群馬県	108,849
11	埼玉県	240,032
12	千葉県	177,245
13	東京都	555,866
14	神奈川県	302,006
15	新潟県	154,434
16	富山県	82,499
17	石川県	87,465
18	福井県	61,068
19	山梨県	50,312
20	長野県	127,013
21	岐阜県	139,082
22	静岡県	221,253
23	愛知県	447,758
24	三重県	114,472
25	滋賀県	84,308
26	京都府	147,361
27	大阪府	486,706
28	兵庫県	286,446
29	奈良県	64,074
30	和歌山県	53,014
31	鳥取県	39,217
32	島根県	51,617
33	岡山県	138,895
34	広島県	190,910
35	山口県	88,348
36	徳島県	52,202
37	香川県	68,715
38	愛媛県	93,056
39	高知県	48,292
40	福岡県	308,305
41	佐賀県	57,944
42	長崎県	84,796
43	熊本県	110,358
44	大分県	75,959
45	宮崎県	73,373
46	鹿児島県	110,230
47	沖縄県	72,406
	合計	6,765,501



## 2.2.3 国民健康保険

### (1)負担

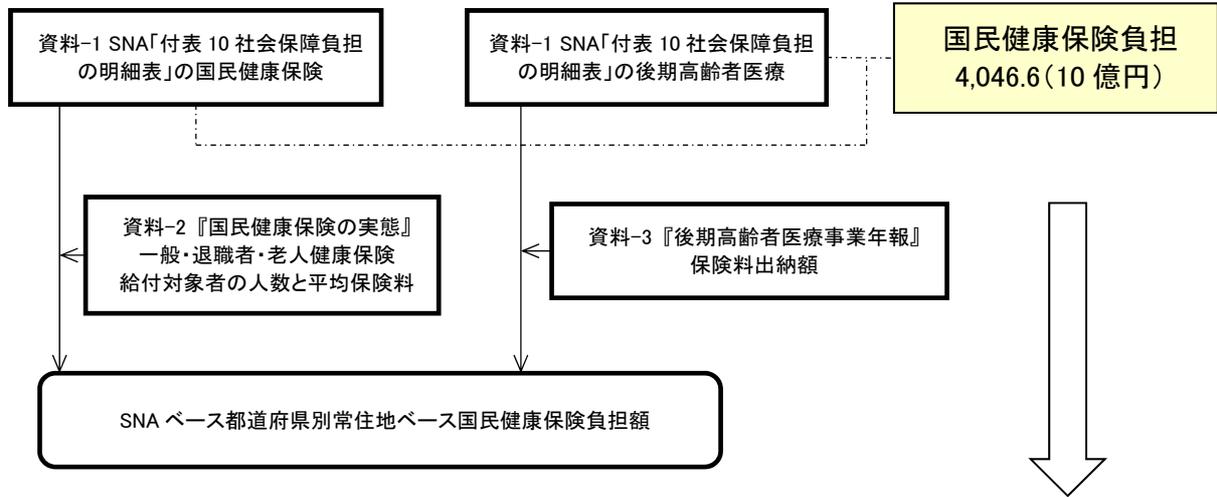
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）... 「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）... 「第 4 表 都道府県別経理状況 (1)保険料出納状況」の出納額

#### ②推計方法

- ・都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2.国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- ・さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 負担額		都道府県	平成22年度 負担額
1	北海道	169,174	25	滋賀県	35,896
2	青森県	41,810	26	京都府	78,780
3	岩手県	33,254	27	大阪府	283,552
4	宮城県	66,818	28	兵庫県	169,822
5	秋田県	29,080	29	奈良県	41,302
6	山形県	34,406	30	和歌山県	32,149
7	福島県	55,332	31	鳥取県	15,083
8	茨城県	90,702	32	島根県	18,502
9	栃木県	70,257	33	岡山県	55,019
10	群馬県	64,887	34	広島県	81,477
11	埼玉県	236,254	35	山口県	45,545
12	千葉県	189,511	36	徳島県	21,816
13	東京都	596,415	37	香川県	29,551
14	神奈川県	288,135	38	愛媛県	39,403
15	新潟県	61,626	39	高知県	21,936
16	富山県	28,235	40	福岡県	140,164
17	石川県	32,221	41	佐賀県	25,119
18	福井県	20,876	42	長崎県	41,383
19	山梨県	26,549	43	熊本県	52,770
20	長野県	59,867	44	大分県	33,391
21	岐阜県	64,924	45	宮崎県	32,434
22	静岡県	119,833	46	鹿児島県	43,549
23	愛知県	239,224	47	沖縄県	32,645
24	三重県	55,919		合計	4,046,597

## 2.2.4 国家公務員共済組合

### (1)負担

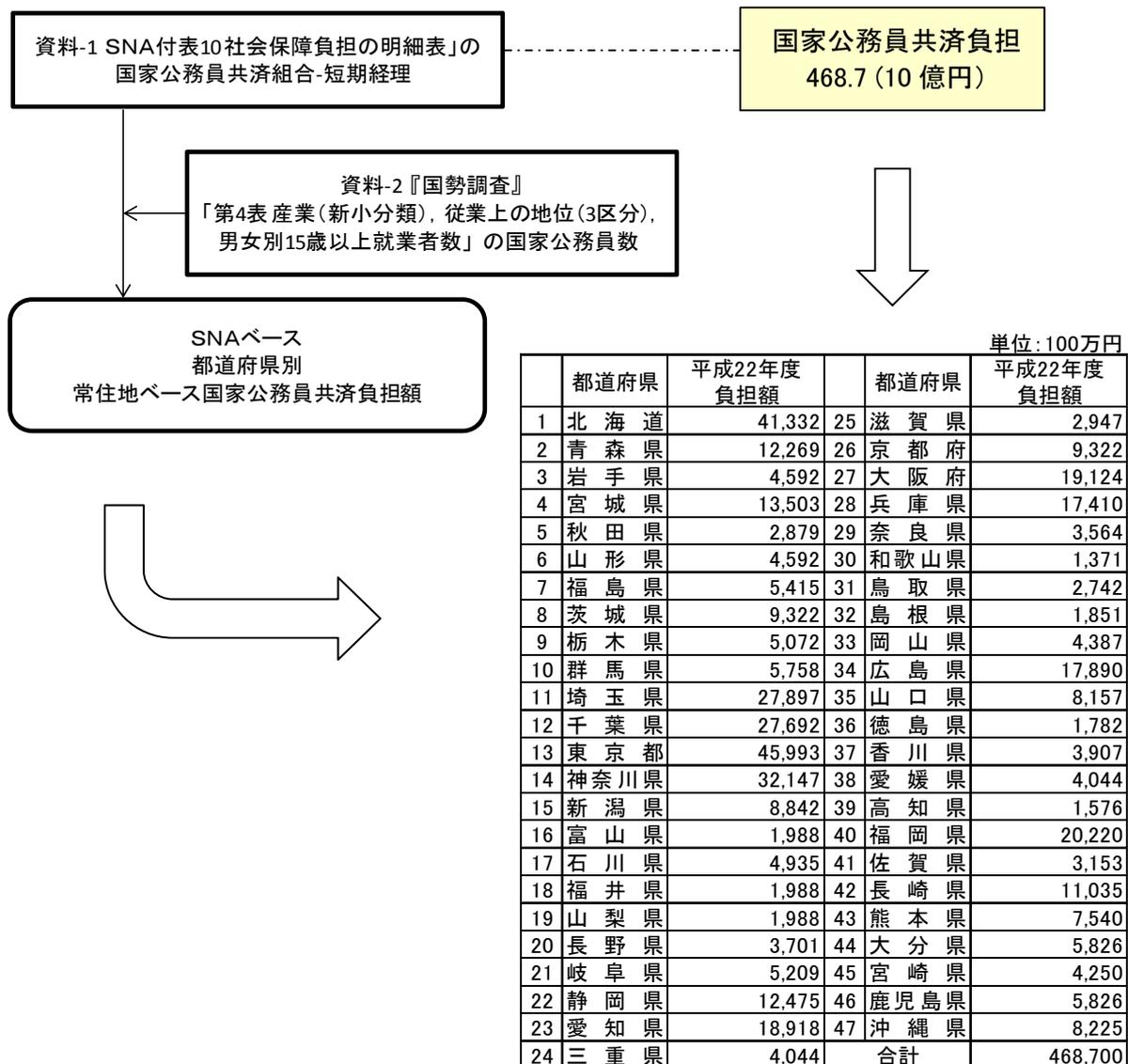
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## 2.2.5 地方公務員共済組合

### (1)負担

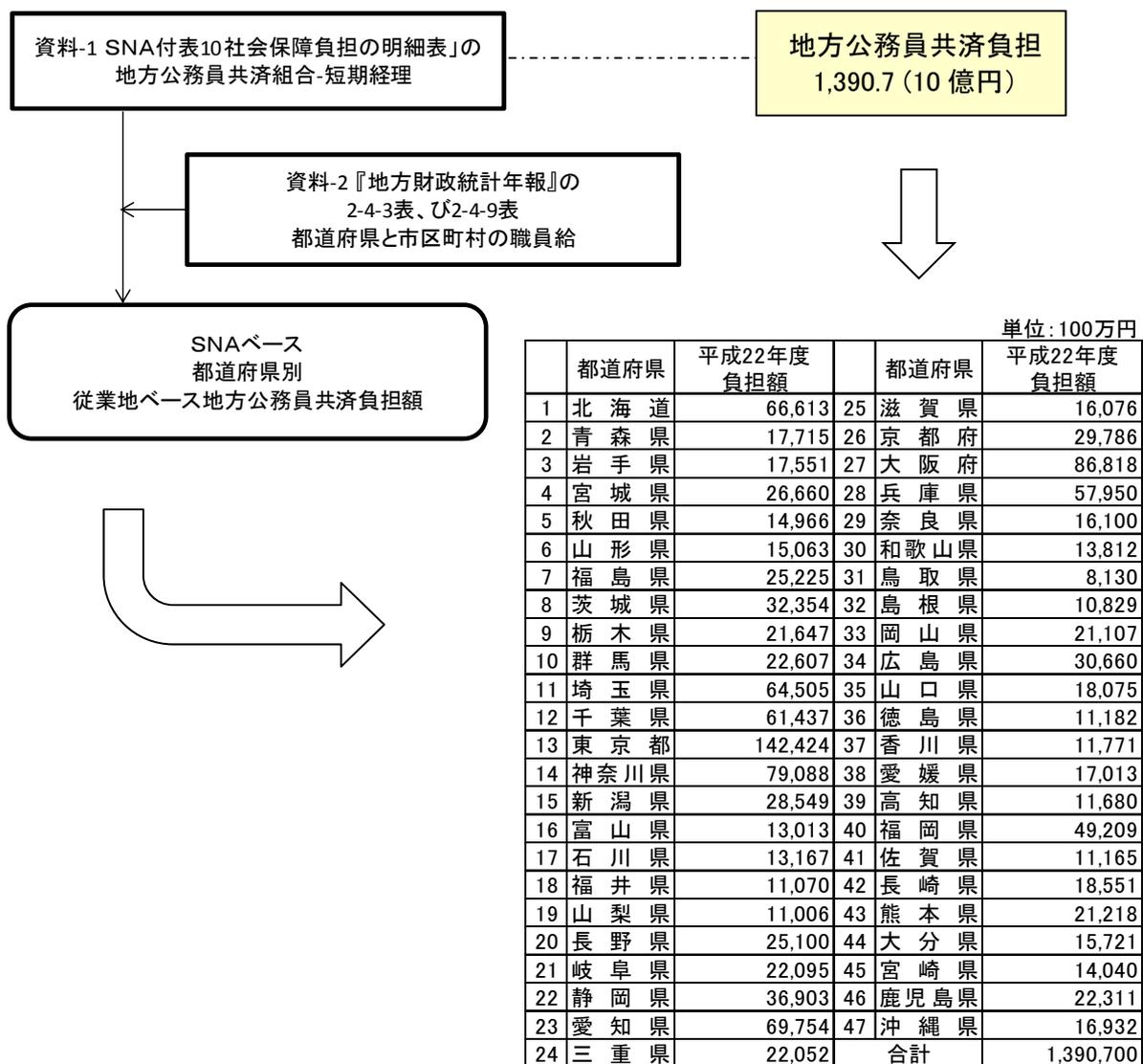
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## 2.2.6 私学・その他共済

### (1)負担

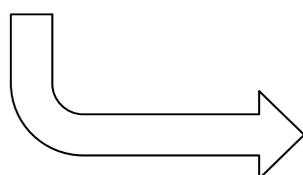
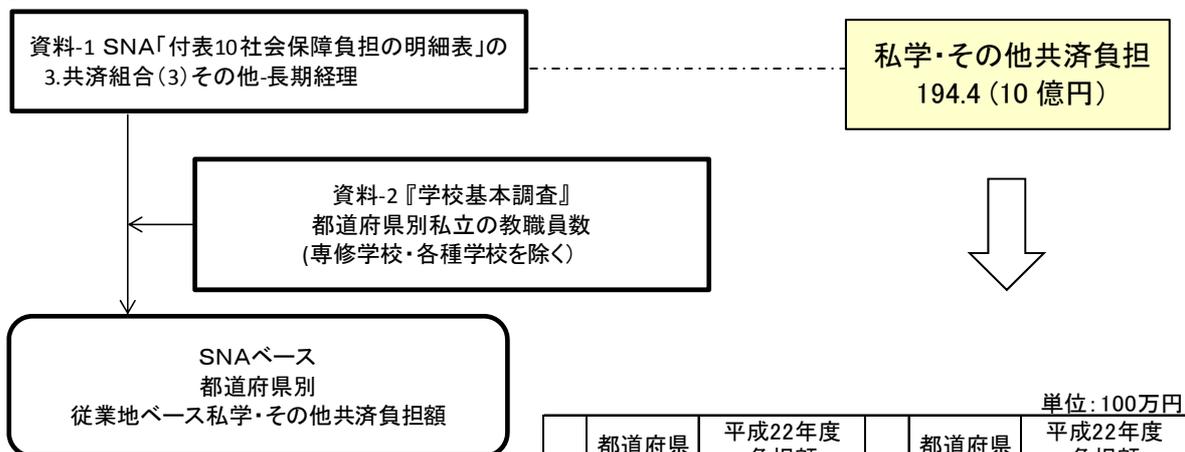
#### ①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合(3)その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料2の詳細については、0【負担】を参照。

#### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 負担額		都道府県	平成22年度 負担額
1	北海道	6,776	25	滋賀県	821
2	青森県	1,437	26	京都府	6,736
3	岩手県	1,385	27	大阪府	14,728
4	宮城県	3,161	28	兵庫県	7,487
5	秋田県	706	29	奈良県	1,632
6	山形県	1,236	30	和歌山県	673
7	福島県	2,046	31	鳥取県	547
8	茨城県	2,987	32	島根県	301
9	栃木県	4,862	33	岡山県	2,582
10	群馬県	1,991	34	広島県	4,093
11	埼玉県	10,112	35	山口県	1,655
12	千葉県	7,808	36	徳島県	624
13	東京都	45,945	37	香川県	773
14	神奈川県	12,849	38	愛媛県	1,506
15	新潟県	1,949	39	高知県	662
16	富山県	777	40	福岡県	9,307
17	石川県	1,752	41	佐賀県	960
18	福井県	717	42	長崎県	1,824
19	山梨県	960	43	熊本県	1,980
20	長野県	1,690	44	大分県	1,250
21	岐阜県	2,260	45	宮崎県	1,337
22	静岡県	4,014	46	鹿児島県	2,049
23	愛知県	11,243	47	沖縄県	616
24	三重県	1,592		合計	194,398

## 2.2.7 船員保険

### (1)負担

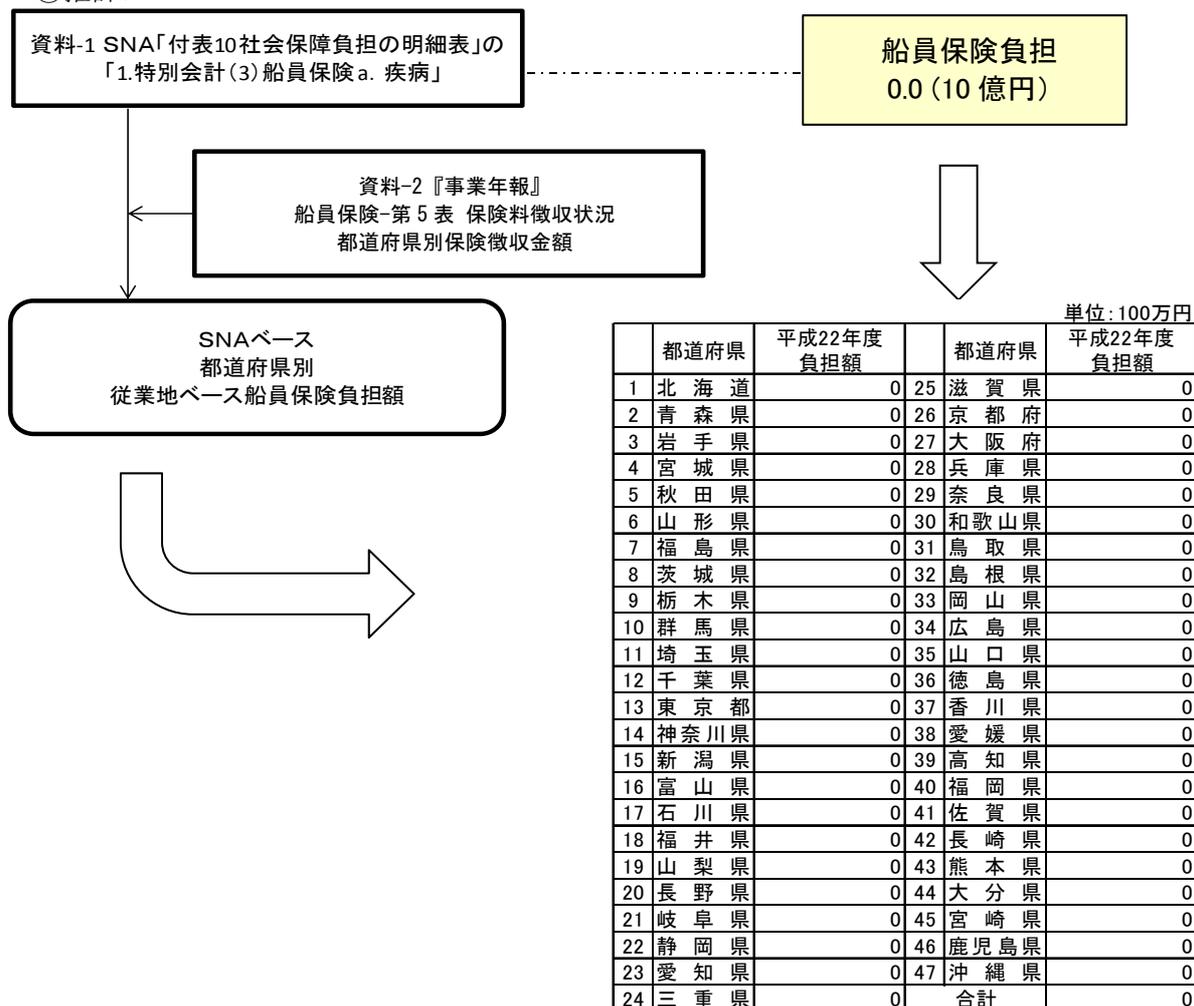
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

#### ③推計フロー



## 2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

### (1)給付

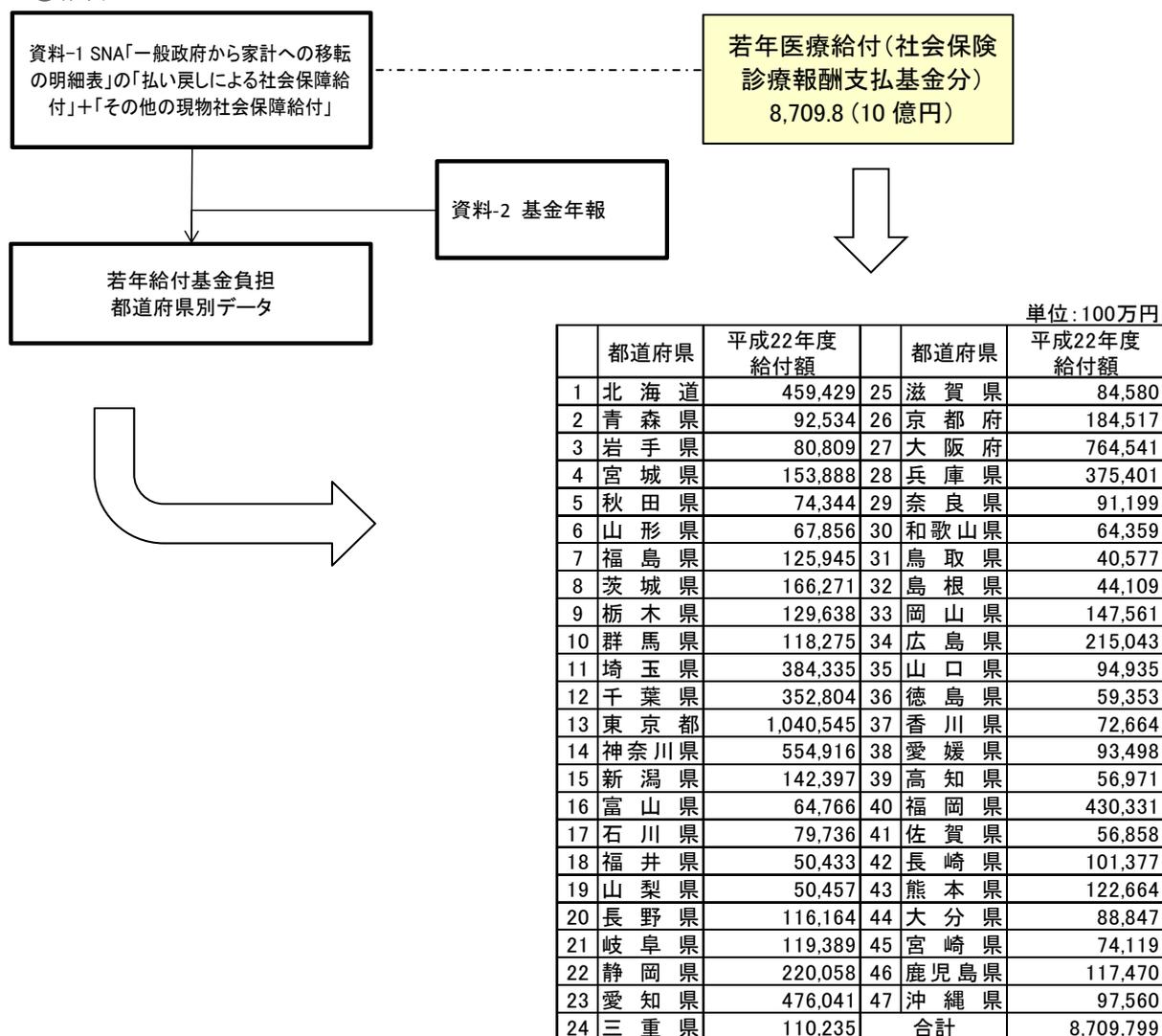
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の1.社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

#### ②推計方法

- ・ 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

#### ③推計フロー



## 2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

### (1)給付

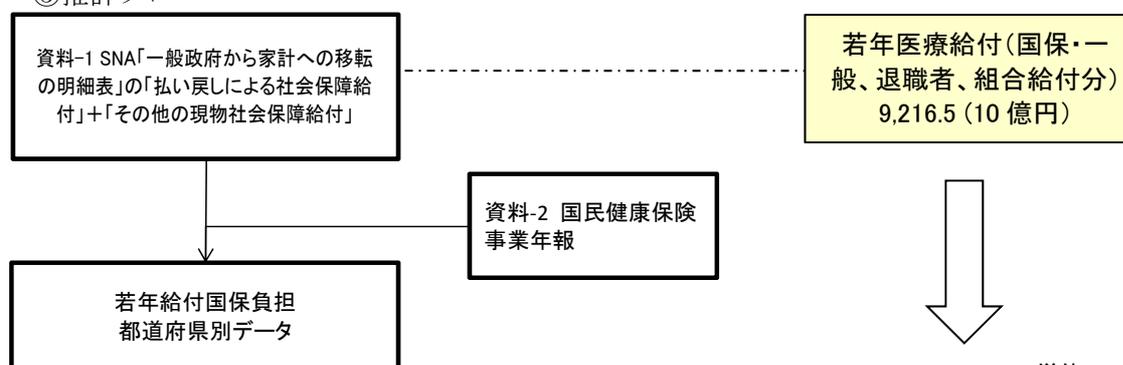
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1.社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）  
保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

#### ②推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

#### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成22年度 給付額		都道府県	平成22年度 給付額
1	北海道	443,418	25	滋賀県	84,138
2	青森県	111,816	26	京都府	180,375
3	岩手県	96,233	27	大阪府	708,027
4	宮城県	158,810	28	兵庫県	401,376
5	秋田県	83,624	29	奈良県	98,755
6	山形県	80,428	30	和歌山県	86,587
7	福島県	141,735	31	鳥取県	42,215
8	茨城県	203,312	32	島根県	53,252
9	栃木県	137,505	33	岡山県	141,200
10	群馬県	144,703	34	広島県	219,429
11	埼玉県	487,871	35	山口県	118,759
12	千葉県	419,504	36	徳島県	58,799
13	東京都	893,106	37	香川県	78,549
14	神奈川県	591,608	38	愛媛県	115,349
15	新潟県	162,244	39	高知県	66,349
16	富山県	71,105	40	福岡県	380,946
17	石川県	85,629	41	佐賀県	70,019
18	福井県	53,676	42	長崎県	133,541
19	山梨県	62,939	43	熊本県	153,493
20	長野県	140,598	44	大分県	98,255
21	岐阜県	150,948	45	宮崎県	96,571
22	静岡県	261,322	46	鹿児島県	146,043
23	愛知県	465,978	47	沖縄県	109,917
24	三重県	126,444		合計	9,216,500

## 2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

### (1)給付

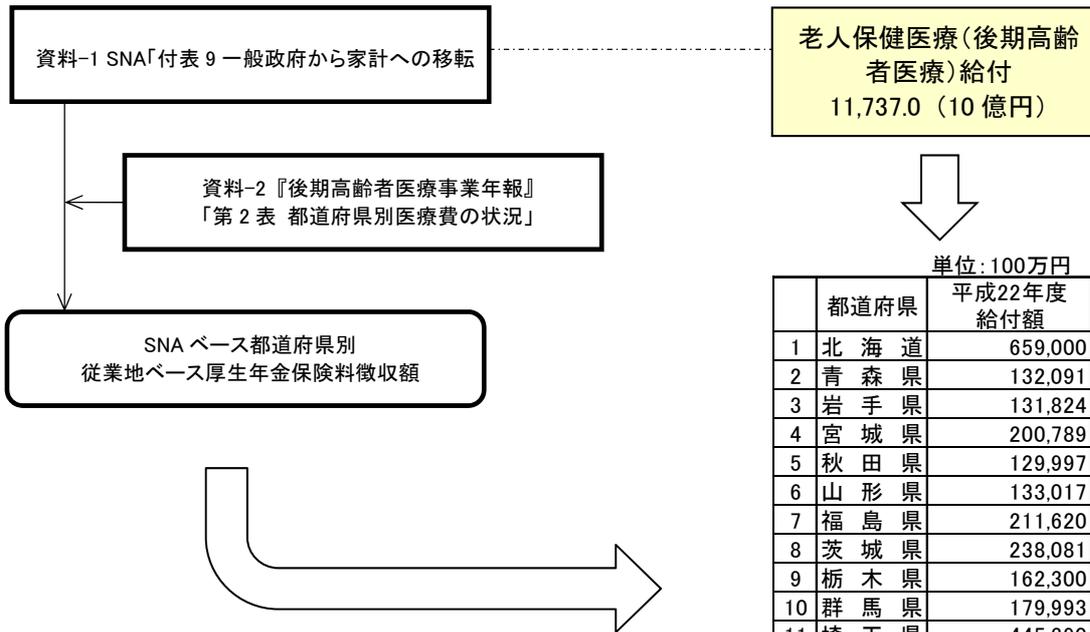
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況 (1)医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

#### ②推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成22年度 給付額
1	北海道	659,000
2	青森県	132,091
3	岩手県	131,824
4	宮城県	200,789
5	秋田県	129,997
6	山形県	133,017
7	福島県	211,620
8	茨城県	238,081
9	栃木県	162,300
10	群馬県	179,993
11	埼玉県	445,390
12	千葉県	391,530
13	東京都	958,450
14	神奈川県	590,055
15	新潟県	228,078
16	富山県	119,611
17	石川県	128,214
18	福井県	88,145
19	山梨県	83,633
20	長野県	221,554
21	岐阜県	188,329
22	静岡県	308,006
23	愛知県	571,746
24	三重県	161,807
25	滋賀県	116,635
26	京都府	259,247
27	大阪府	783,000
28	兵庫県	525,160
29	奈良県	127,510
30	和歌山県	116,657
31	鳥取県	68,004
32	島根県	94,779
33	岡山県	216,596
34	広島県	329,359
35	山口県	195,657
36	徳島県	99,115
37	香川県	117,590
38	愛媛県	169,647
39	高知県	118,769
40	福岡県	581,396
41	佐賀県	105,605
42	長崎県	189,141
43	熊本県	232,874
44	大分県	153,833
45	宮崎県	127,758
46	鹿児島県	238,210
47	沖縄県	107,200
	合計	11,737,002

## 2.2.11 介護

### (1)負担

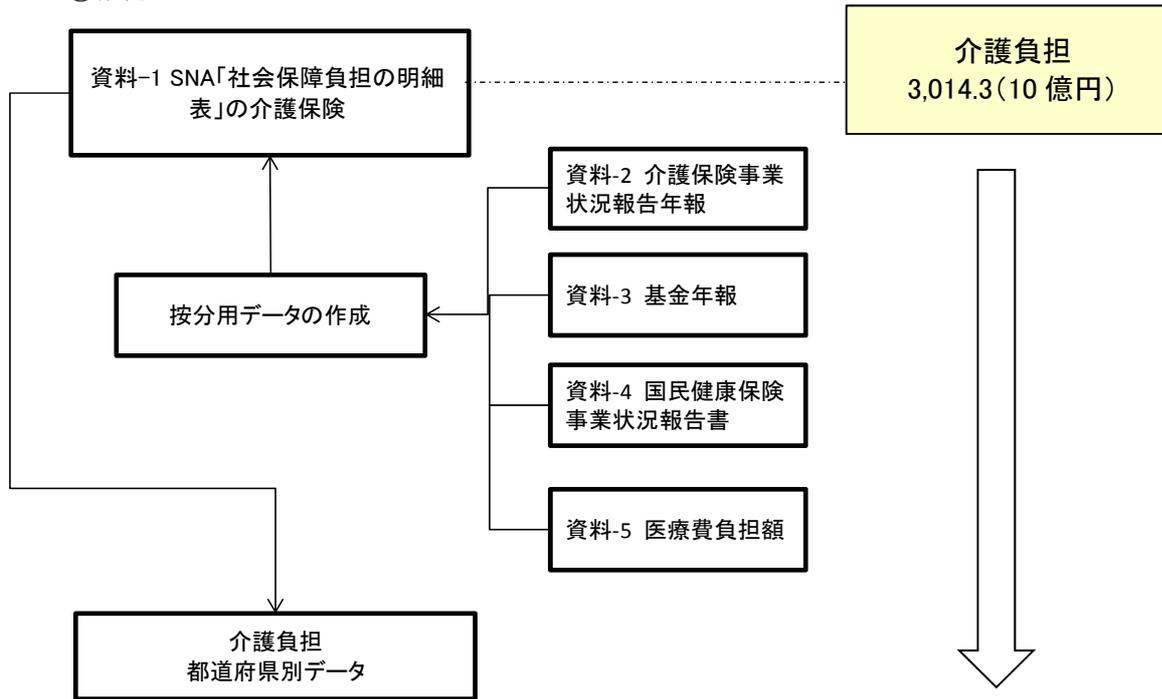
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計（第 1 号被保険者負担額）
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況（第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』（厚生労働省）----B 表 介護納付金（第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-5 『医療費負担額』（本調査）

#### ②推計方法

- ・ 資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額（資料-2）と第 2 号被保険者負担額（資料-3、資料-4）から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・ 資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成22年度 負担額		都道府県	平成22年度 負担額
1	北海道	121,742	25	滋賀県	28,489
2	青森県	32,113	26	京都府	58,728
3	岩手県	28,110	27	大阪府	228,211
4	宮城県	48,424	28	兵庫県	120,891
5	秋田県	25,344	29	奈良県	27,521
6	山形県	26,721	30	和歌山県	23,355
7	福島県	41,098	31	鳥取県	13,919
8	茨城県	59,184	32	島根県	17,407
9	栃木県	41,948	33	岡山県	45,814
10	群馬県	43,957	34	広島県	68,491
11	埼玉県	130,557	35	山口県	34,481
12	千葉県	110,781	36	徳島県	18,820
13	東京都	495,674	37	香川県	23,647
14	神奈川県	181,742	38	愛媛県	33,780
15	新潟県	57,201	39	高知県	17,588
16	富山県	28,492	40	福岡県	110,119
17	石川県	28,466	41	佐賀県	19,263
18	福井県	19,026	42	長崎県	32,834
19	山梨県	18,855	43	熊本県	39,668
20	長野県	50,334	44	大分県	26,240
21	岐阜県	46,134	45	宮崎県	24,883
22	静岡県	89,375	46	鹿児島県	36,035
23	愛知県	172,427	47	沖縄県	25,088
24	三重県	41,325		合計	3,014,302

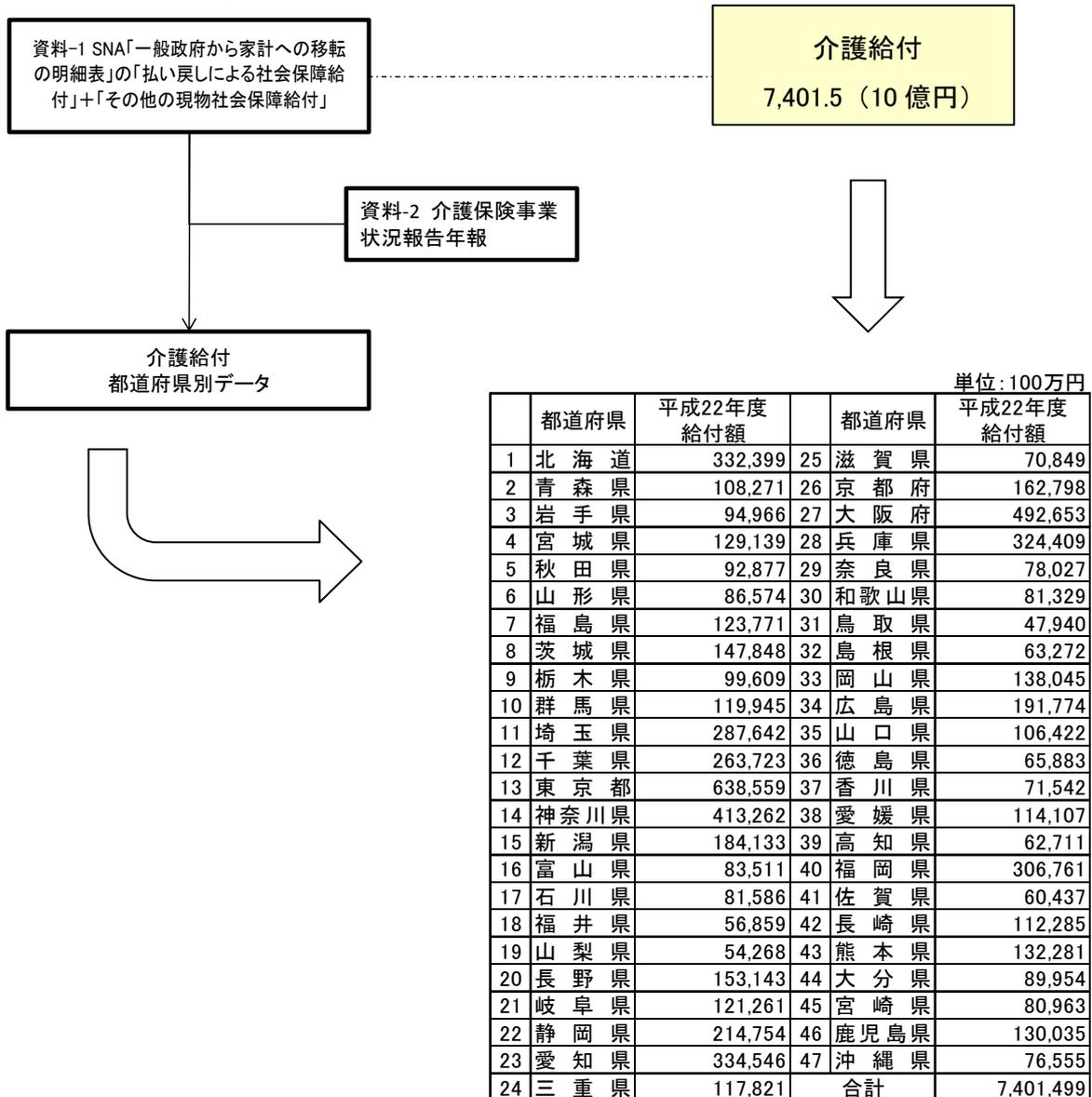
(2)給付

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）---第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

②推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する



## 2.3 税金部門

### 2.3.1 所得税

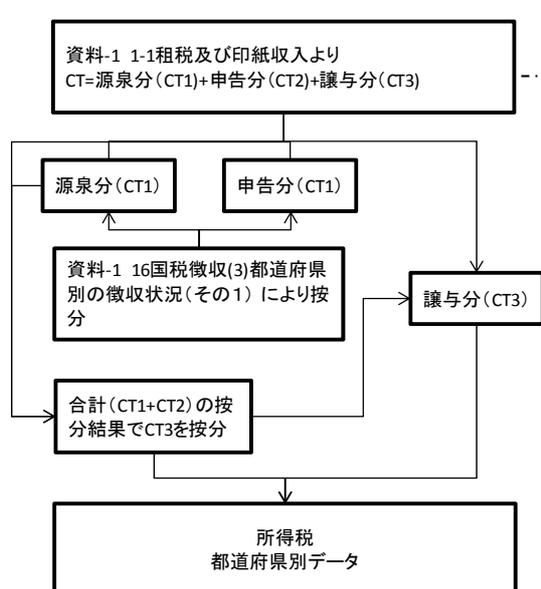
#### ①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

#### ②推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1の1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1の16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与税）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

#### ③推計フロー



**所得税**  
12,984.4（10 億円）



単位：100万円

	都道府県	平成22年度 所得税		都道府県	平成22年度 所得税
1	北海道	303,132	25	滋賀県	72,827
2	青森県	49,951	26	京都府	223,410
3	岩手県	46,765	27	大阪府	1,138,062
4	宮城県	116,721	28	兵庫県	381,492
5	秋田県	40,634	29	奈良県	66,380
6	山形県	49,673	30	和歌山県	51,284
7	福島県	78,867	31	鳥取県	24,055
8	茨城県	142,683	32	島根県	31,348
9	栃木県	121,587	33	岡山県	109,530
10	群馬県	117,673	34	広島県	211,550
11	埼玉県	415,801	35	山口県	91,516
12	千葉県	351,765	36	徳島県	43,317
13	東京都	5,232,455	37	香川県	64,021
14	神奈川県	740,515	38	愛媛県	80,476
15	新潟県	117,834	39	高知県	36,919
16	富山県	70,421	40	福岡県	345,338
17	石川県	75,292	41	佐賀県	37,816
18	福井県	47,147	42	長崎県	65,544
19	山梨県	48,818	43	熊本県	83,863
20	長野県	119,348	44	大分県	54,541
21	岐阜県	122,507	45	宮崎県	55,361
22	静岡県	266,835	46	鹿児島県	74,517
23	愛知県	792,960	47	沖縄県	65,381
24	三重県	106,423		合計	12,984,355

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

## 2.3.2 法人税

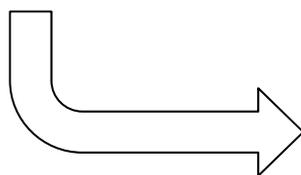
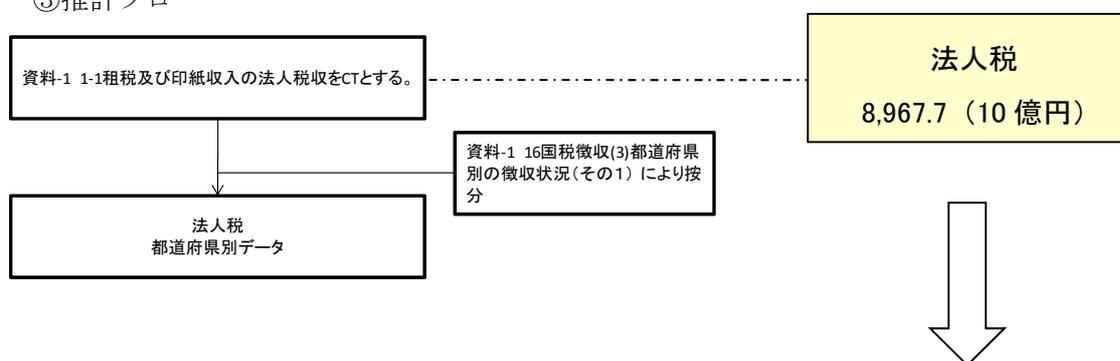
### ①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

### ②推計方法

- ・法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税の都道府県別データにより按分する。

### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成22年度 法人税		都道府県	平成22年度 法人税
1	北海道	147,719	25	滋賀県	56,196
2	青森県	20,271	26	京都府	162,353
3	岩手県	17,282	27	大阪府	990,440
4	宮城県	37,978	28	兵庫県	220,528
5	秋田県	16,407	29	奈良県	23,788
6	山形県	22,159	30	和歌山県	24,943
7	福島県	32,450	31	鳥取県	12,015
8	茨城県	66,398	32	島根県	16,504
9	栃木県	48,480	33	岡山県	90,054
10	群馬県	107,712	34	広島県	136,391
11	埼玉県	189,067	35	山口県	77,605
12	千葉県	165,220	36	徳島県	31,104
13	東京都	4,214,380	37	香川県	50,769
14	神奈川県	283,670	38	愛媛県	77,848
15	新潟県	76,463	39	高知県	17,920
16	富山県	54,613	40	福岡県	197,135
17	石川県	37,847	41	佐賀県	25,940
18	福井県	30,431	42	長崎県	35,919
19	山梨県	59,994	43	熊本県	37,535
20	長野県	60,602	44	大分県	37,583
21	岐阜県	74,188	45	宮崎県	21,298
22	静岡県	145,091	46	鹿児島県	38,163
23	愛知県	584,671	47	沖縄県	41,490
24	三重県	51,071		合計	8,967,685

### 2.3.3 消費税

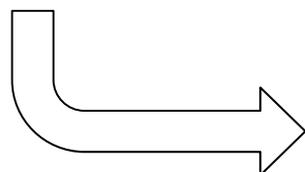
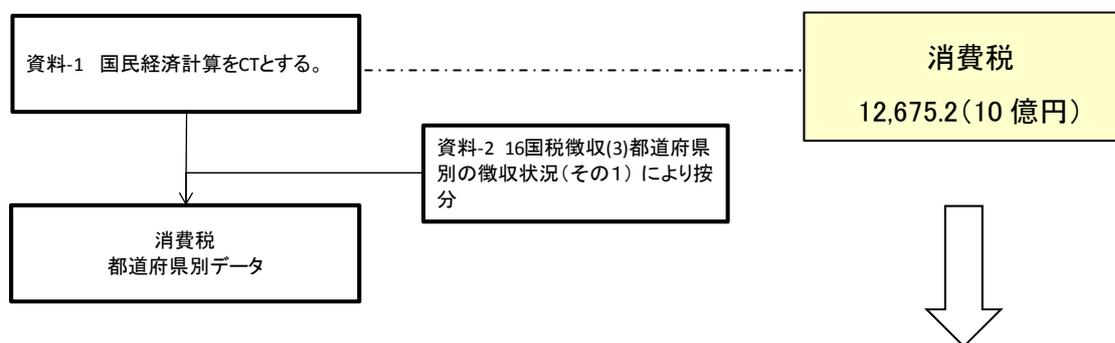
#### ①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定  
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収(3)都道府県別の消費税  
の徴収状況（その1）

#### ②推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

#### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成22年度 消費税		都道府県	平成22年度 消費税
1	北海道	330,297	25	滋賀県	69,512
2	青森県	63,056	26	京都府	203,466
3	岩手県	51,035	27	大阪府	1,201,828
4	宮城県	125,388	28	兵庫県	356,748
5	秋田県	44,530	29	奈良県	50,264
6	山形県	60,970	30	和歌山県	49,419
7	福島県	88,008	31	鳥取県	27,377
8	茨城県	132,763	32	島根県	35,452
9	栃木県	108,529	33	岡山県	127,307
10	群馬県	138,366	34	広島県	221,977
11	埼玉県	338,217	35	山口県	86,876
12	千葉県	291,898	36	徳島県	37,179
13	東京都	4,991,626	37	香川県	78,994
14	神奈川県	570,382	38	愛媛県	94,482
15	新潟県	154,347	39	高知県	37,048
16	富山県	96,833	40	福岡県	365,389
17	石川県	82,929	41	佐賀県	40,757
18	福井県	57,571	42	長崎県	65,897
19	山梨県	47,326	43	熊本県	86,110
20	長野県	131,641	44	大分県	63,740
21	岐阜県	138,016	45	宮崎県	50,941
22	静岡県	253,459	46	鹿児島県	78,935
23	愛知県	780,215	47	沖縄県	64,897
24	三重県	103,202		合計	12,675,199

## 2.3.4 自動車重量税

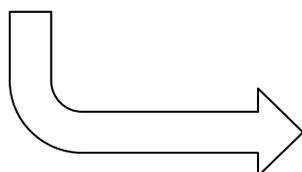
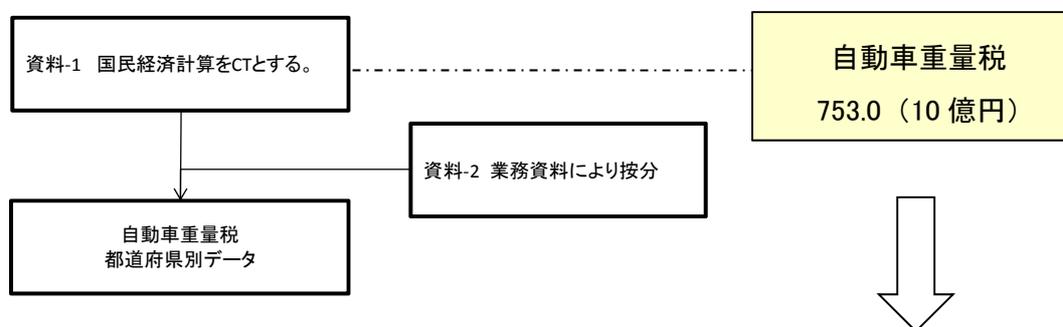
### ①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定  
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの

### ②推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値を2倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成22年度 自動車重量税		都道府県	平成22年度 自動車重量税
1	北海道	43,516	25	滋賀県	8,542
2	青森県	9,785	26	京都府	12,728
3	岩手県	8,878	27	大阪府	36,114
4	宮城県	15,017	28	兵庫県	29,351
5	秋田県	7,329	29	奈良県	7,421
6	山形県	8,150	30	和歌山県	5,781
7	福島県	14,681	31	鳥取県	3,410
8	茨城県	23,477	32	島根県	4,354
9	栃木県	18,488	33	岡山県	12,473
10	群馬県	15,608	34	広島県	16,597
11	埼玉県	36,853	35	山口県	8,542
12	千葉県	36,524	36	徳島県	5,249
13	東京都	51,296	37	香川県	6,444
14	神奈川県	43,152	38	愛媛県	7,975
15	新潟県	16,453	39	高知県	4,064
16	富山県	8,527	40	福岡県	29,528
17	石川県	8,566	41	佐賀県	4,911
18	福井県	5,937	42	長崎県	6,713
19	山梨県	6,352	43	熊本県	10,561
20	長野県	16,268	44	大分県	6,977
21	岐阜県	15,846	45	宮崎県	6,997
22	静岡県	26,492	46	鹿児島県	9,606
23	愛知県	51,666	47	沖縄県	6,588
24	三重県	13,214		合計	753,001

## 2.3.5 輸入関税

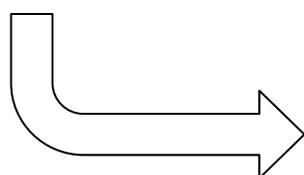
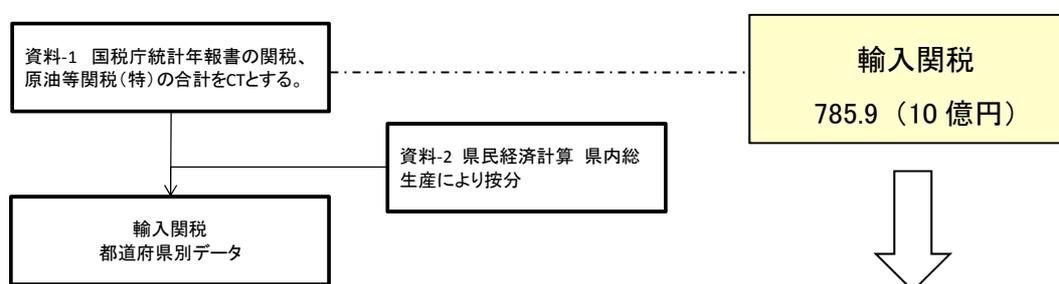
### ①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

### ②推計方法

- ・ 輸入関得税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する（適切な按分資料がないため）。

### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 輸入関税		都道府県	平成22年度 輸入関税
1	北海道	29,041	25	滋賀県	10,137
2	青森県	7,035	26	京都府	15,238
3	岩手県	6,313	27	大阪府	54,692
4	宮城県	11,947	28	兵庫県	29,875
5	秋田県	5,752	29	奈良県	5,806
6	山形県	6,642	30	和歌山県	5,375
7	福島県	11,196	31	鳥取県	2,883
8	茨城県	17,486	32	島根県	3,600
9	栃木県	12,163	33	岡山県	11,464
10	群馬県	12,123	34	広島県	17,209
11	埼玉県	32,162	35	山口県	8,942
12	千葉県	31,107	36	徳島県	4,416
13	東京都	144,052	37	香川県	5,628
14	神奈川県	48,899	38	愛媛県	7,730
15	新潟県	13,706	39	高知県	3,503
16	富山県	6,982	40	福岡県	28,618
17	石川県	6,717	41	佐賀県	4,234
18	福井県	5,101	42	長崎県	7,138
19	山梨県	4,822	43	熊本県	8,909
20	長野県	13,176	44	大分県	6,705
21	岐阜県	10,761	45	宮崎県	5,738
22	静岡県	25,165	46	鹿児島県	8,539
23	愛知県	49,564	47	沖縄県	5,926
24	三重県	11,663		合計	785,880

## 2.3.6 その他（税金）

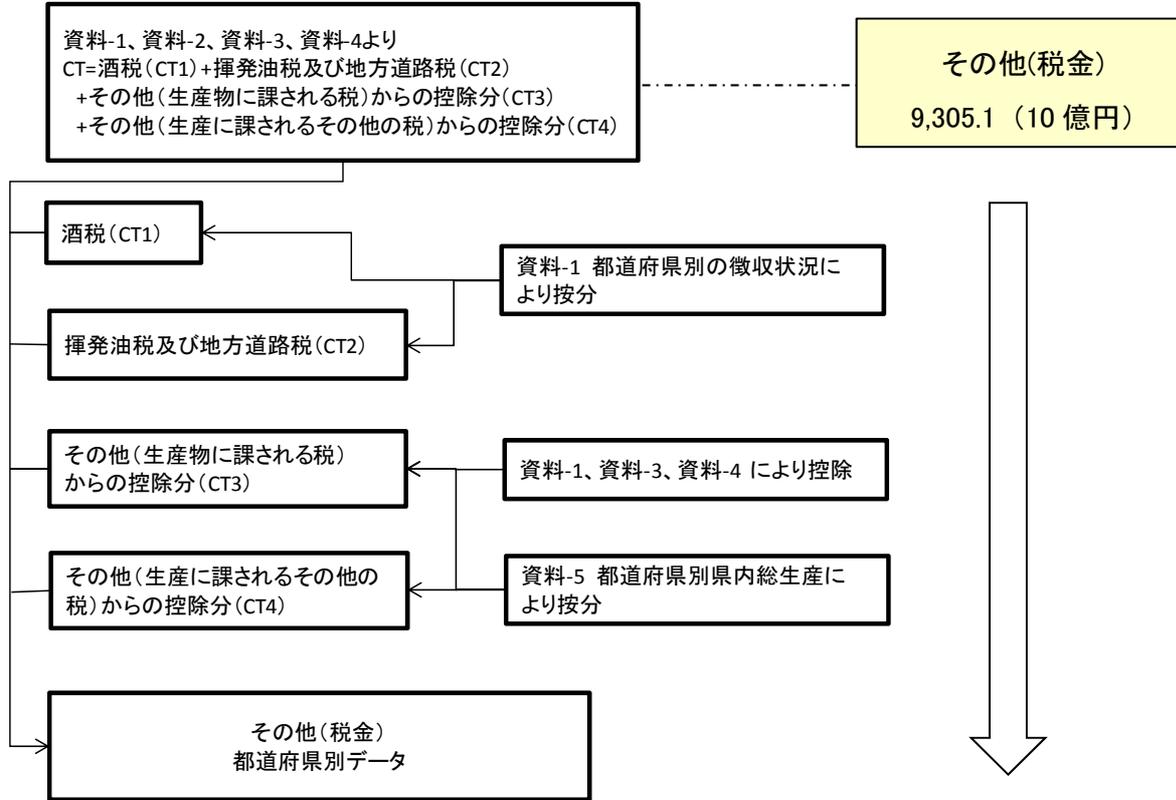
### ①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表6. 一般政府の部門別勘定」(1)生産物に課される税（中央政府）と a. 付加価値型税(VAT)（地方政府分）の合計値、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

### ②推計方法

- ・ その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、の4つの部分から構成される。ただし、上記の4つ以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める税金についても扱い、これは東京都分として加算する。
- ・ 酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・ 揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・ その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2の生産物に課される税（中央政府）と付加価値型税（VAT）（地方政府分）の合計値から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4の省税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・ その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 其他(税金)		都道府県	平成22年度 其他(税金)
1	北海道	355,941	25	滋賀県	71,470
2	青森県	81,452	26	京都府	139,978
3	岩手県	35,112	27	大阪府	659,560
4	宮城県	218,779	28	兵庫県	282,243
5	秋田県	66,128	29	奈良県	31,635
6	山形県	44,827	30	和歌山県	151,706
7	福島県	116,354	31	鳥取県	15,640
8	茨城県	306,267	32	島根県	19,615
9	栃木県	98,477	33	岡山県	307,080
10	群馬県	105,559	34	広島県	94,519
11	埼玉県	178,261	35	山口県	290,208
12	千葉県	647,878	36	徳島県	24,383
13	東京都	1,458,914	37	香川県	116,793
14	神奈川県	1,016,716	38	愛媛県	134,008
15	新潟県	136,106	39	高知県	19,906
16	富山県	61,046	40	福岡県	265,146
17	石川県	41,660	41	佐賀県	29,431
18	福井県	27,715	42	長崎県	39,178
19	山梨県	29,391	43	熊本県	62,568
20	長野県	73,848	44	大分県	149,922
21	岐阜県	58,950	45	宮崎県	61,173
22	静岡県	176,430	46	鹿児島県	81,176
23	愛知県	558,877	47	沖縄県	77,983
24	三重県	285,102		合計	9,305,111

## 2.3.7 個人住民税

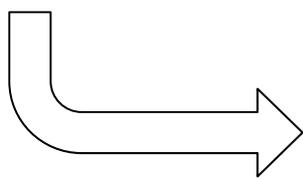
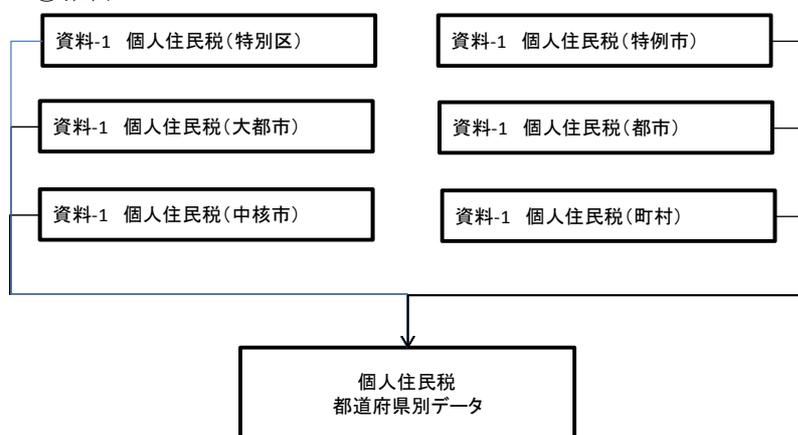
### ①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績 二市町村税 1 普通税（イ）所得割 特別区 収入額、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績(1) 市民税（イ）所得割、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税（ロ）所得割、2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税（ロ）所得割

### ②推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 個人住民税		都道府県	平成22年度 個人住民税
1	北海道	375,876	25	滋賀県	115,318
2	青森県	74,329	26	京都府	220,295
3	岩手県	73,740	27	大阪府	753,068
4	宮城県	165,384	28	兵庫県	503,592
5	秋田県	57,294	29	奈良県	120,253
6	山形県	67,136	30	和歌山県	67,256
7	福島県	123,119	31	鳥取県	35,245
8	茨城県	235,826	32	島根県	44,295
9	栃木県	155,818	33	岡山県	141,257
10	群馬県	148,754	34	広島県	237,095
11	埼玉県	685,574	35	山口県	105,695
12	千葉県	628,716	36	徳島県	52,156
13	東京都	1,890,802	37	香川県	75,270
14	神奈川県	1,057,976	38	愛媛県	92,211
15	新潟県	158,181	39	高知県	46,084
16	富山県	84,488	40	福岡県	375,697
17	石川県	89,804	41	佐賀県	50,746
18	福井県	60,750	42	長崎県	85,461
19	山梨県	62,538	43	熊本県	106,351
20	長野県	151,464	44	大分県	74,193
21	岐阜県	160,042	45	宮崎県	63,014
22	静岡県	331,013	46	鹿児島県	94,704
23	愛知県	737,986	47	沖縄県	70,519
24	三重県	151,049		合計	11,257,434

## 2.3.8 法人住民税

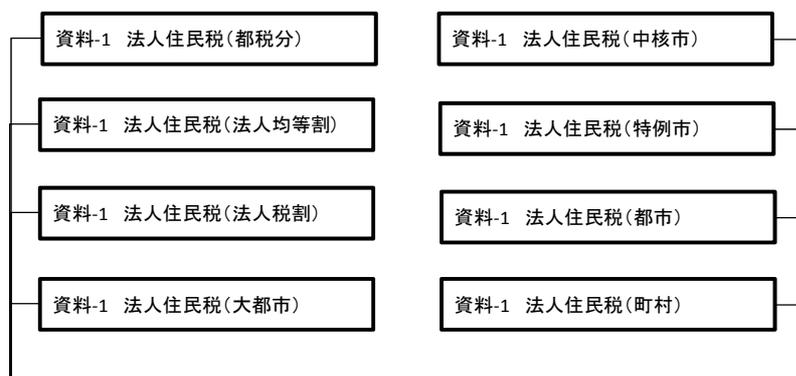
### ①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ---2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績の法人均等割及び法人税割の都税分、2-6-3 表都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-4 表大都市別・税目別徴収実績(1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-6 表特例市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割

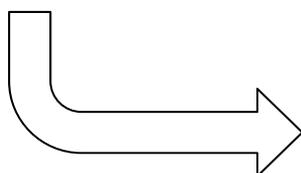
### ②推計方法

- 法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

### ③推計フロー



法人住民税  
都道府県別データ



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 法人住民税		都道府県	平成22年度 法人住民税
1	北海道	78,059	25	滋賀県	30,815
2	青森県	15,107	26	京都府	51,737
3	岩手県	15,760	27	大阪府	237,936
4	宮城県	40,530	28	兵庫県	95,379
5	秋田県	12,574	29	奈良県	13,943
6	山形県	13,885	30	和歌山県	13,357
7	福島県	25,290	31	鳥取県	7,705
8	茨城県	53,973	32	島根県	9,572
9	栃木県	38,208	33	岡山県	34,688
10	群馬県	37,329	34	広島県	59,853
11	埼玉県	106,167	35	山口県	23,540
12	千葉県	86,169	36	徳島県	16,575
13	東京都	728,649	37	香川県	23,065
14	神奈川県	149,132	38	愛媛県	27,444
15	新潟県	36,964	39	高知県	8,313
16	富山県	19,542	40	福岡県	91,563
17	石川県	21,147	41	佐賀県	12,710
18	福井県	16,979	42	長崎県	17,186
19	山梨県	17,835	43	熊本県	23,575
20	長野県	33,789	44	大分県	17,428
21	岐阜県	31,529	45	宮崎県	12,837
22	静岡県	68,456	46	鹿児島県	20,921
23	愛知県	166,076	47	沖縄県	16,691
24	三重県	31,394		合計	2,711,376

## 2.3.9 その他の経常税（非法人）

### ①使用データ

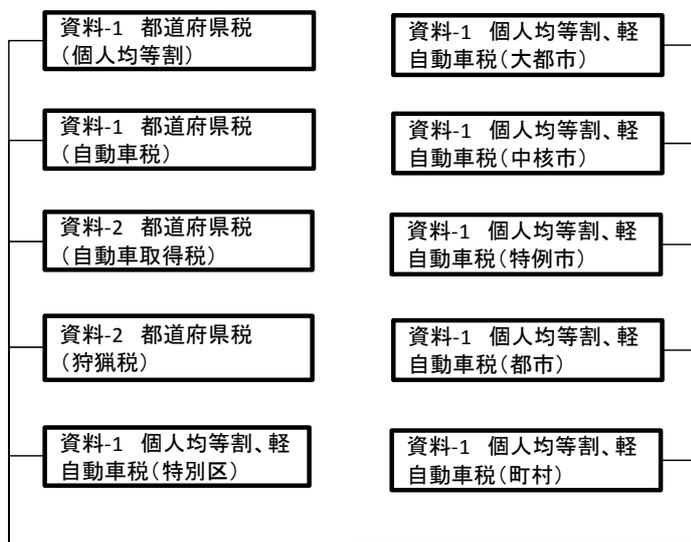
- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税（イ）個人均等割 8.自動車税、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税

- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車登録税、狩猟税

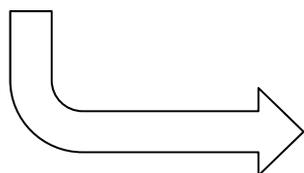
### ②推計方法

- その他の経常税（非法人）は、その他の経常税＝道府県民税（個人均等割）+市町村民税（個人均等割）+自動車税の1/2+自動車取得税の1/2+軽自動車税の1/2+狩猟税である。資料-1のデータを積み上げる。

### ③推計フロー



その他の経常税  
都道府県別データ



単位: 100万円

	都道府県	平成22年度 その他の 経常税		都道府県	平成22年度 その他の 経常税
1	北海道	58,296	25	滋賀県	14,923
2	青森県	13,535	26	京都府	21,199
3	岩手県	14,363	27	大阪府	65,590
4	宮城県	24,167	28	兵庫県	51,072
5	秋田県	11,608	29	奈良県	12,970
6	山形県	13,221	30	和歌山県	9,799
7	福島県	23,349	31	鳥取県	5,965
8	茨城県	38,050	32	島根県	7,249
9	栃木県	26,413	33	岡山県	20,884
10	群馬県	25,605	34	広島県	27,939
11	埼玉県	67,387	35	山口県	15,054
12	千葉県	58,137	36	徳島県	8,159
13	東京都	95,568	37	香川県	10,549
14	神奈川県	79,012	38	愛媛県	13,558
15	新潟県	25,799	39	高知県	7,086
16	富山県	13,306	40	福岡県	47,395
17	石川県	13,535	41	佐賀県	8,496
18	福井県	9,377	42	長崎県	11,669
19	山梨県	10,201	43	熊本県	17,634
20	長野県	26,198	44	大分県	11,789
21	岐阜県	24,880	45	宮崎県	11,152
22	静岡県	43,945	46	鹿児島県	15,452
23	愛知県	86,881	47	沖縄県	10,638
24	三重県	21,542		合計	1,250,596

### 2.3.10 生産物に課される税（その他）

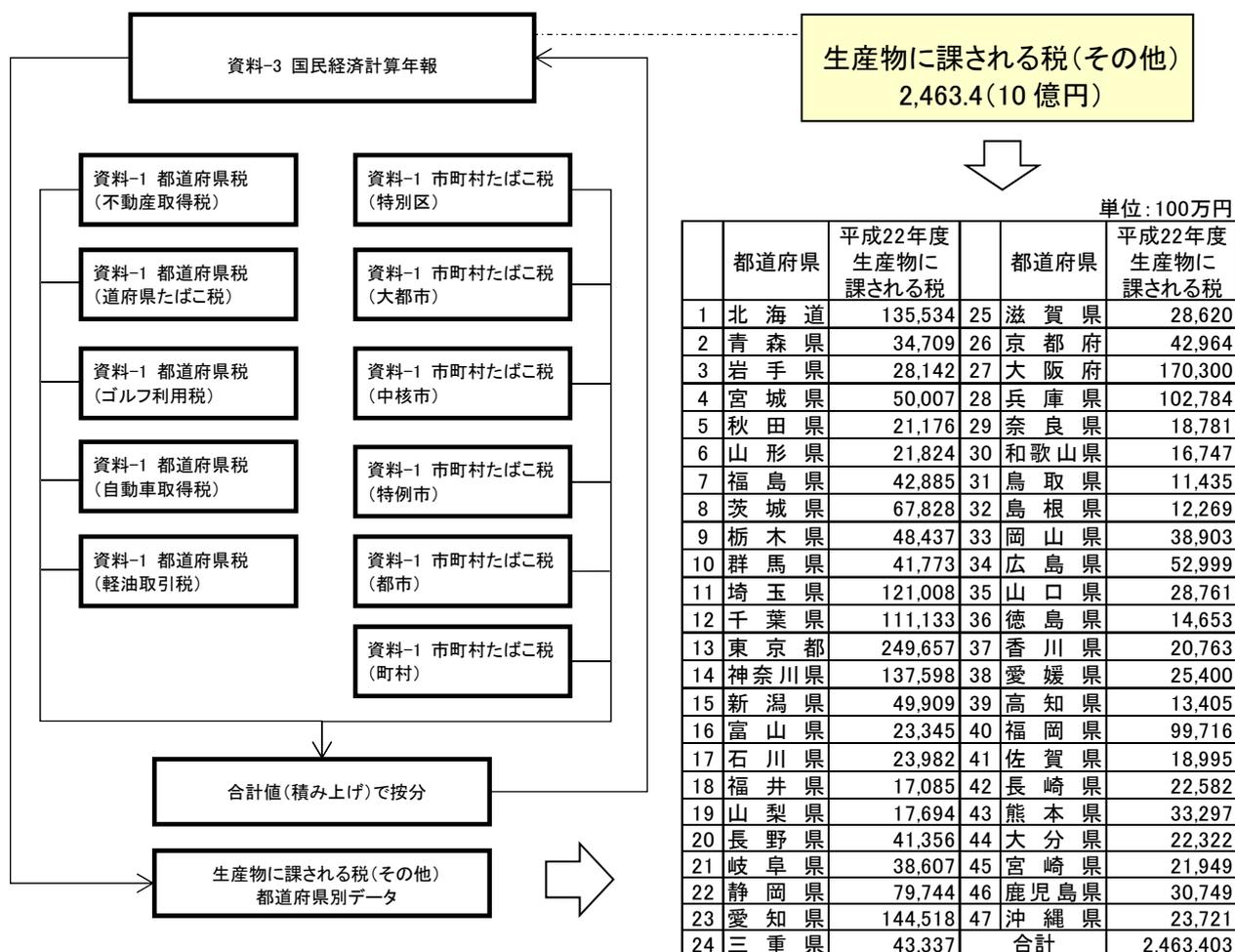
#### ①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ---2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省） ---都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府） ---付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税 c.その他「地方政府」の値

#### ②推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3 の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

#### ③推計フロー



### 2.3.11 生産に課されるその他の税

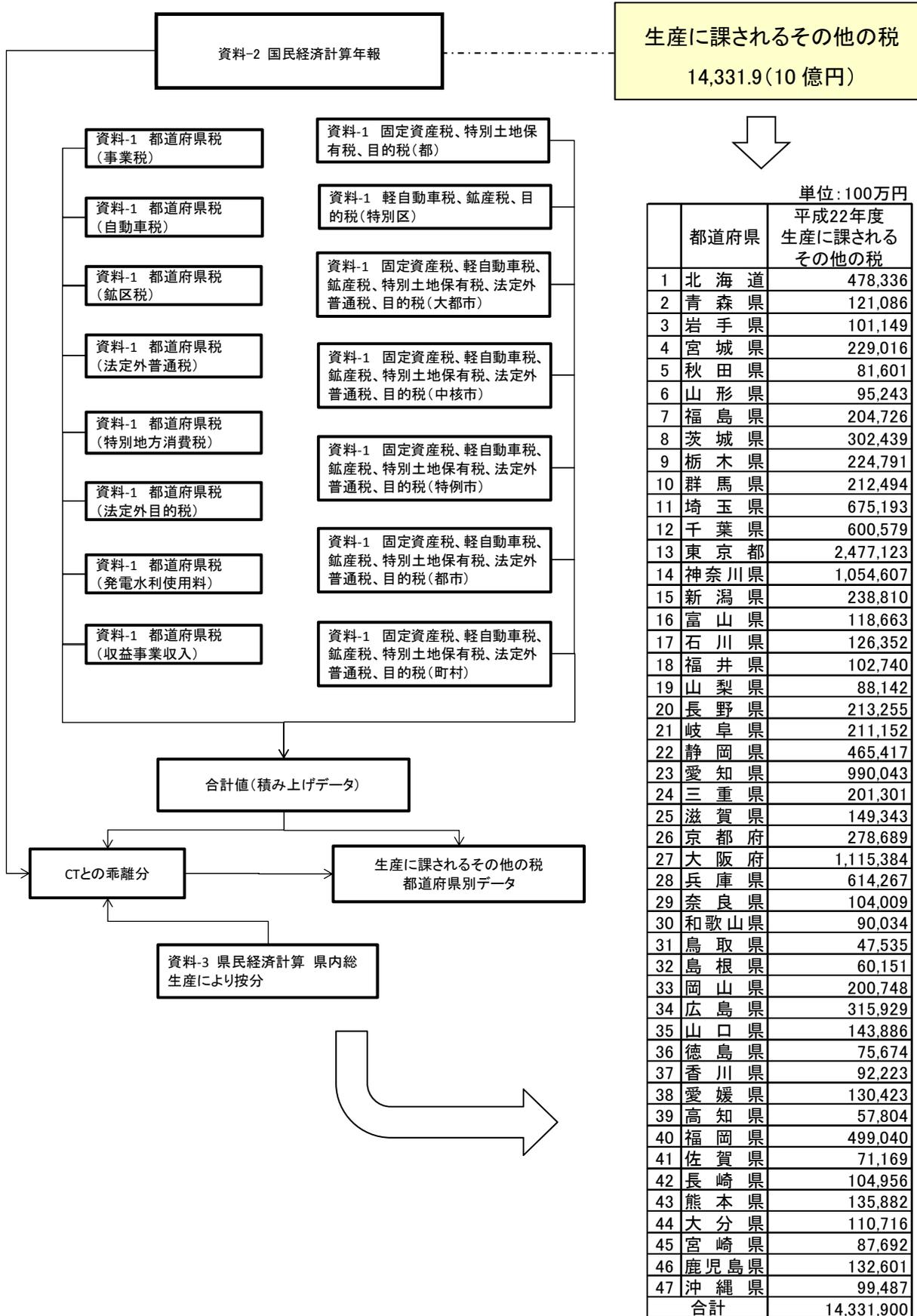
#### ①使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より 事業税, 自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より 発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より 収益事業収入、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より 都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税(特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

#### ②推計方法

- ・ 生産に課される税（その他）は、生産に課されるその他の税＝都道府県税（事業税+自動車税の1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- ・ 資料-2の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

③推計フロー



## 2.4 県民経済計算

### (1) 2001～2010年

#### ①系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

#### ②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----3.県民所得、4.県内総生産（支出側、名目）、5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）、6.県民雇用者報酬、12.県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8.一般政府の機能別最終消費支出（名目）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストック

#### ③推計方法

- ・ 基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・ 純移出入は愛知県のみ数値が名目、実質とも公表されていないため、統計上の不突合を含んだ数値を用いる。
- ・ 固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3の都道府県別社会資本ストックで按分する。

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、「財貨・サービスの移出入(純)」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP－実質民間消費－実質民間企業設備－実質民間住宅－実質政府消費－実質公的資本形成－実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
名目 GDP	＝都道府県名目 GDP の合計＝地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	＝名目 GDP－名目民間消費－名目民間企業設備－名目民間住宅－名目政府消費－名目公的資本形成－名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CT を国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(名目)の固定資本減耗とし、内訳を社会資本ストック(Kg)で按分する

## (2) 1980～2000 年

### ①系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP (都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

### ②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) ----平成 8－平成 20 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) ----平成 2－平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) ----昭和 50－平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

### ③推計方法

- ・ 遡及推計にあたり、まず各系列の 2001-2010 年度(93SNA 平成 17 年基準)、1980-09 年度(93SNA 平成 12 年基準)の実質値、名目値、デフレーター(名目値/実質値)を用意する。
- ・ 93SNA 平成 12 年基準のデータを 93SNA 平成 17 年基準に変換して 1980-2000 年度のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、2001-03 年までの乖離係数(93SNA 平成 17 年基準/93SNA 平成 12 年基準)を算出する。この乖離係数の平均値をとり調整係数とし、

この調整係数に 93SNA 平成 12 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 17 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成した。

なお、平成 12 年基準の県民経済計算について公表されているデータは 1996-2009 年度であり、上記で「1980-09 年度の平成 12 年基準値」としているのは、平成 24 年度の作業において、以下のとおり作業し、過去基準の値をそれぞれ換算して遡及推計した 1980-1995 年度の期間を含んだデータである。

- 遡及推計にあたり、まず各系列の 96-08 年（93SNA 平成 12 年基準）、90-03 年（93SNA 平成 7 年基準）、80-99 年（68SNA 平成 2 年基準）の実質値、名目値、デフレーター（名目値／実質値）を用意する。
- 93SNA 平成 7 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 90-95 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、96-03 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／93SNA 平成 7 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 93SNA 平成 7 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。
- 68SNA 平成 2 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 80-89 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、90-99 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／68SNA 平成 2 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 68SNA 平成 2 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。

- なお、平成 22 年県民経済計算では、財貨・サービスの移出、移入の内訳が公表されておらず、収支尻である純移出入のみとなっている。正負どちらの値もとりのる収支尻は上述した方法では遡及して接続ができないことから、今年度作業では純移出入は遡及推計を行っていない。

## 2.5 都道府県別民間資本ストック

### 2.5.1 推計方法

#### (1) 本推計の概要

都道府県別民間企業資本ストックは、下記の農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業について、平成 21 年度までは、内閣府が作成した都道府県別の民間企業資本ストックを用い、平成 22 年度分は、内閣府が公表した「民間企業資本ストック年報」の新設投資額に整合するように都道府県別の新設投資額を過去の新設投資額から各種の関連統計に基づいて延長推計し、これを前年のストックから除却分を控除したものに加算して民間企業資本ストックを計算する。

#### (2) 都道府県別民間企業資本ストック推計の枠組み

##### 【民間企業資本ストックの範囲】

本調査で対象とする産業は以下のとおりである。

- ・ 農林水産業
- ・ 鉱業
- ・ 建設業
- ・ 製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属<sup>2</sup>、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他<sup>3</sup>）
- ・ 卸売・小売業
- ・ 金融・保険業
- ・ 不動産業
- ・ 運輸・通信業
- ・ 電気・ガス・水道業
- ・ サービス業

なお、都道府県別合計値が内閣府「民間企業資本ストック」（進捗ベース）の全国値に合うように調整した。

##### 【推計資料】

- ・ 新設投資額の一次推計については、以下のとおり作成した按分指標に基づいて都道府県別値を推計した。
- ・ 平成 20 年以降、工業統計の産業分類が変更となったため、SNA の産業分類うちの「一般機械」、「精密機械」を合算したものが工業統計の「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」に相当するとみなし、伸び率を計算した。

---

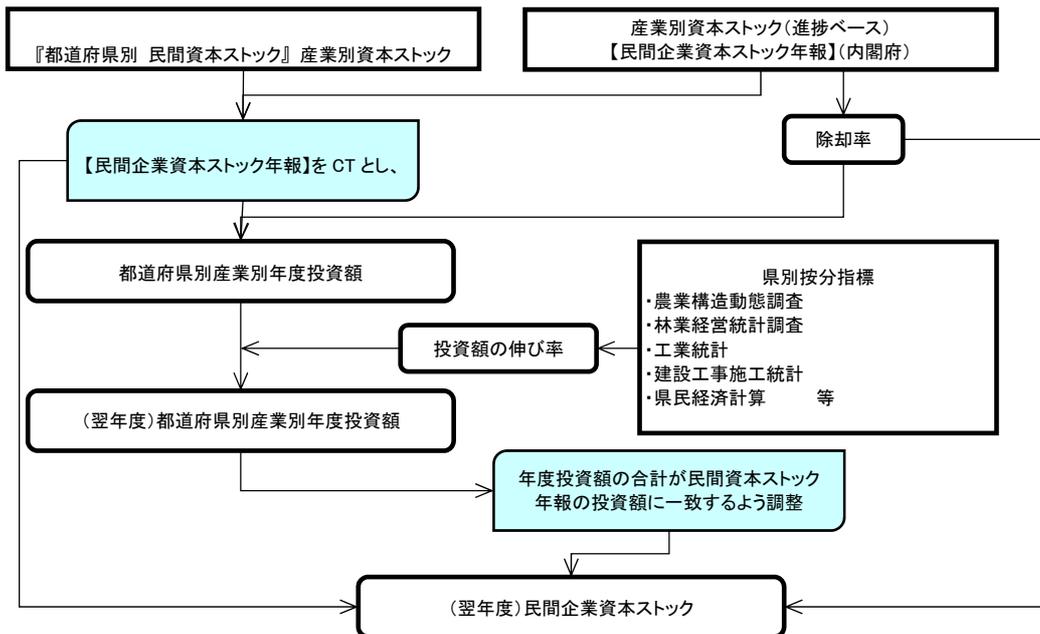
<sup>2</sup> 民間企業資本ストック年報の「鉄鋼」、「非鉄金属」を合算。

<sup>3</sup> 民間企業資本ストック年報の「印刷・出版」、「その他製造業」を合算。

図表 2-1 按分指標の計算式と用いる統計資料

	指標計算式	資料名	備考
農業	1 農家当たり固定資本購入 (増資)	農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営) (農林水産省)	
	×総農家数	農林業センサス (農林水産省)	
林業	1 林家あたり償却資産	林業経営統計調査 (農林水産省)	平成 20 年度調査以降、5 年毎となったため、当面は平成 20 年度実績を適用
	×総林家数	農林業センサス (農林水産省)	
水産業 (漁家)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査)) (農林水産省)	連続したデータを安定して得ることが困難なため、昨年度同様、全期間 1 百万円で固定
	×海面漁家数	漁業センサス (農林水産省)	漁船非使用+無動力船+動力 10t 未満+小型定置
水産業 (企業体)	期首有形固定資産	漁業経営調査報告 (会社経営体調査))	
	×海面企業体数	漁業センサス (農林水産省)	動力 10t 以上+大型定置
水産業 (内水面養殖業)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査)) (農林水産省)	漁船漁業 3t 未満の平均値を利用
	×内水面漁業経営体数	漁業センサス (農林水産省)	
鉱業	都道府県別鉱業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計 (国土交通省)	
製造業	有形固定資産取得額(土地以外のもの)建物及び構築物、機械及び設備、その他の合計額	工業統計 (経済産業省)	
卸売・小売業	都道府県別卸売・小売業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
金融・保険業	都道府県別金融・保険業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
不動産業	都道府県別不動産業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
運輸・通信業	都道府県別運輸・通信業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
電気・ガス・水道業	都道府県別電気・ガス・水道業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	
サービス業	都道府県別サービス業県内総生産	県民経済計算 (内閣府)	

(3) 推計フロー



#### (4) 計算式

##### ●当期除却率

除却率は都道府県一律とする。

$$\text{除却率}_{t,i} = 1 - \frac{\text{資本ストック}_{t,i} - \text{投資額}_{t,i}}{\text{資本ストック}_{t-1,i}}$$

##### ●翌年度投資額(平成 22 年度以降)

$$\text{投資額}_{t,i,p} = \text{投資額}_{t,i}(\text{資本ストック年報}) \times \frac{\text{投資額}_{t-1,i,p} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i,p}}{\sum_{\text{都道府県}} \text{投資額}_{t-1,i} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i}}$$

##### ●翌年度資本ストック(平成 22 年度以降)

$$\text{資本ストック}_{t,i,p} = (1 - \text{除却率}_{t,i}) \times \text{資本ストック}_{t-1,i,p} + \text{投資額}_{t,i,p}$$

t: 年度、i: 産業、p: 都道府県

## 2.6 都道府県別社会資本ストック

### 2.6.1 推計方法の概要

#### (1) 本推計の概要

都道府県別社会資本ストックは、下記の「道路」「港湾」「空港」等の国土基盤分野について、まず新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」を用いて都道府県別に按分し、これらのデータを基に分野ごとに資本ストックを計算して推計する。

昨年度調査までの本モデルにおける社会資本ストックの推計では、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成 17 年度）を更新する形を採っており、平成 15 年度までの再現部については、国土交通省総合政策局総合政策課の平成 16 年度の推計結果と国土交通省国土計画局総合計画局の平成 13 年度及び 14 年度推計のデータ更新したものを、「行政投資実績」の過年度の都道府県別投資比率で、都道府県に按分し、16 年度以降については、国土計画局の推計方針を基に、新たに入手可能なデータについては、入手することにより推計を行っていた。

今年度調査では、社会資本ストックの統計として内閣府『日本の社会資本 2012』を基礎として利用することとし、1980 年度から 2009 年度までの社会資本ストックデータをすべて『日本の社会資本 2012』の粗資本ストックに入れ替えた。2010 年度分の延長にあたっては、昨年度までと同様の方法で推計した部門別、都道府県別のストックデータを 1 次推計とし、1 次推計値の 2009 年度から 2010 年度の変化率を『日本の社会資本 2012』の 2009 年度値に適用することで延伸した。

なお、海岸分野の群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、工業用水分野の奈良県については、社会資本 2012 では極小のストックが計上されており、1 次推計では該当する分野・地域のストックデータがないため、過去 3 年間の平均除却率を算出し、その割合で前年度ストック額が除却されるものとして延伸した。

#### (2) 都道府県別社会資本ストック推計の枠組み

##### 【社会資本ストックの範囲】

本調査が対象とする国土基盤分野は以下のとおりである。

- ・ 交通分野（道路、港湾、空港）
- ・ 国土保全分野（治山、治水、海岸）
- ・ 生活分野（都市公園、上水道、下水道、廃棄物処理、住宅）
- ・ 文教分野（社会教育、学校）
- ・ 産業分野（農林漁業、工業用水）

### 【価格評価】

設備投資及び資本ストックは、平成17年基準価格で評価する。

### 【都道府県別公共投資の把握】

都道府県別社会資本ストックは、上記の国土基盤分野について、新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」で都道府県別に按分して得た都道府県データから計算して推計する。

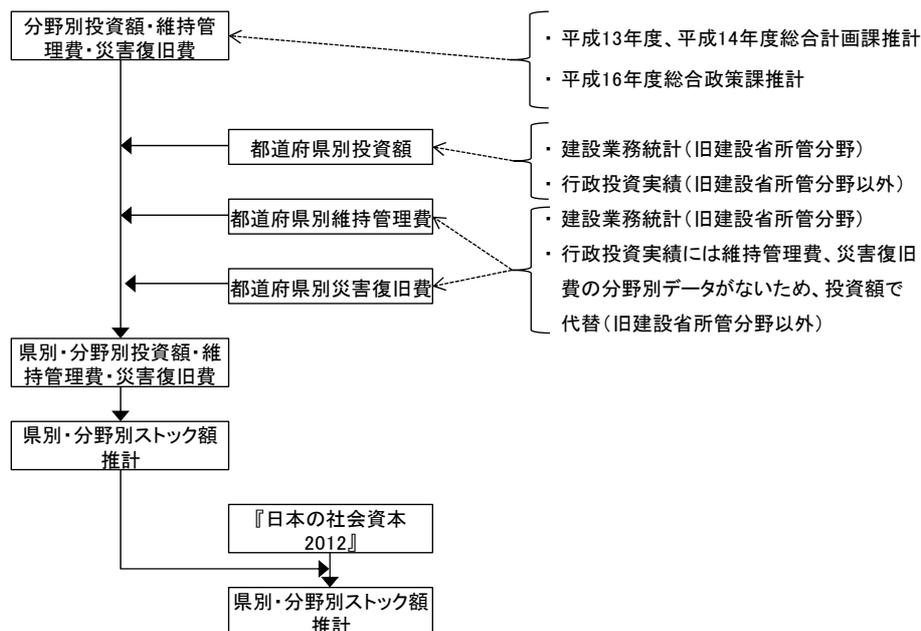
全国値の把握は、後述するように各種統計から行うが、都道府県別への按分は、国土交通省所管分野（港湾・航空を除く）については「建設業務統計」（国土交通省）、それ以外の分野については「行政投資実績」（総務省）の投資額の構成比率を用いる。

なお、「行政投資実績」（総務省）からは、公共部門の設備投資を都道府県別に毎年度横並びで捕捉することができる。しかし、この統計では用地補償費や維持管理費が投資額から分離できない他、たとえば「道路」なら橋梁や舗装等の個別分野に細分化して見るには限界があり、このためこの統計を用いた場合には、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の推計、平成16年度と同総合政策課の推計に比べ精度が落ちることになる。このため、国土交通省所轄分野（港湾・空港を除く）については、「建設業務統計」を採用している。

### (3) 推計手順

推計のフローは以下のとおりである。なお、本調査では既存の推計を利用し、データを更新する形で行う。

図表2-2 県別・分野別推計のフロー



#### (4) 推計式

推計には以下の各式を用いている。

##### 【新設費の推計式】

$$N_t = L_t - R_t - M_t - B_t$$

$N_t$  : 新設費

$L_t$  : 投資余力

(実績値最終年度(今回推計の場合は2008年度)の維持管理費+新設費+更新費+災害復旧費の合計値)

$R_t$  : 更新費

$M_t$  : 維持管理費

$B_t$  : 災害復旧費

$t$  : データの所属する年度

##### 【更新費の推計式】

$$R_t = N_{t-n} + R_{t-n}$$

$N_{t-n}$  : 耐用年数 ( $n$ )年前の新設費

$R_{t-n}$  : 耐用年数( $n$ )年前の更新費

$t$  : データの所属する年度

$n$  : 耐用年数

##### 【維持管理費の推計式】

各資本分野の当期の該当する維持管理費の合計。ただし、治山は治水のストック額に対する維持管理費の割合を当てはめて推計。また、農林水は新設費に一定割合を乗じて推計(参考資料の分野別推計の方法を参照)。

##### 【災害復旧費の推計式】

各資本分野で、災害復旧費を過去の実績値の平均値で求めている場合と、災害復旧費が小額のため想定していない場合ことがある。各分野の取り扱いについては参考資料の分野別推計の方法を参照のこと。

##### 【ストック額の推計式】

$$K_t = K_{t-1} + N_t + R_t + B_{\frac{t-n}{2}} - (N_{t-n} + R_{t-n} + B_{t-n})$$

$K_t$  : 当年度のストック額

$N_t$  : 当年度の新設費

$R_t$  : 当年度の更新費

$B_{\frac{t-n}{2}}$  : 耐用年数の半分の年数が経過した際に災害復旧が生じたと仮定し、その差分を調整するための項

$N_{t-n}$  : 耐用年数 ( $n$ )年前の新設費

$R_{t-n}$  : 耐用年数( $n$ )年前の更新費

$B_{t-n}$  : 耐用年数 ( $n$ )年前の災害復旧費

$t$  : データの所属する年度

$n$  : 耐用年数

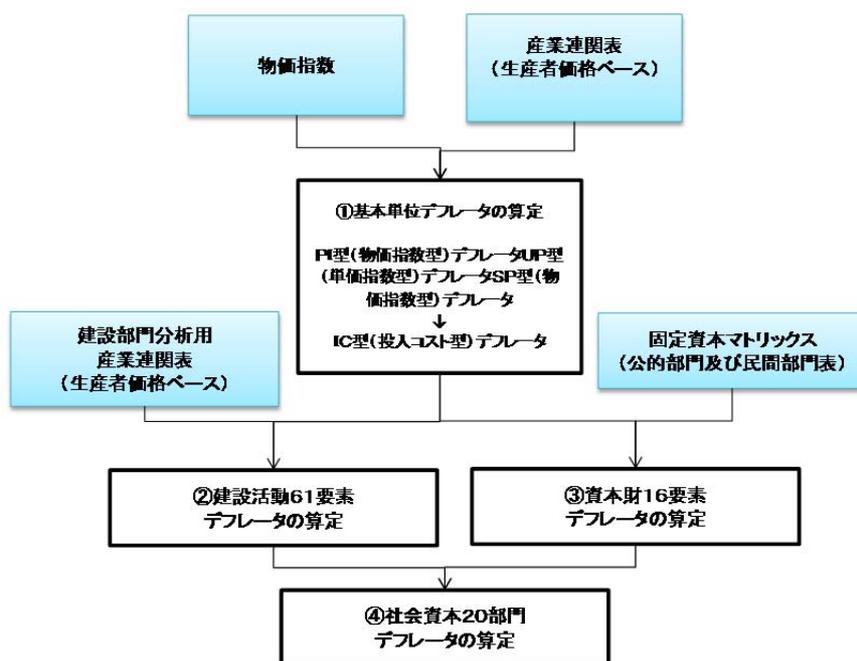
## (5) デフレーター

新設費・更新費・災害普及費の実質化に用いるデフレーターの推計方法は、「日本の社会資本」に掲載されている手法に従う。

なお、平成15年度までのデフレーターについては、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成17年度）と同様に、内閣府発行の「日本の社会資本」の推計で用いられている数値をそのまま採用する。

なお、延長推計する16年度以降だけでなく、過去の系列についても一部見直しを行っている。

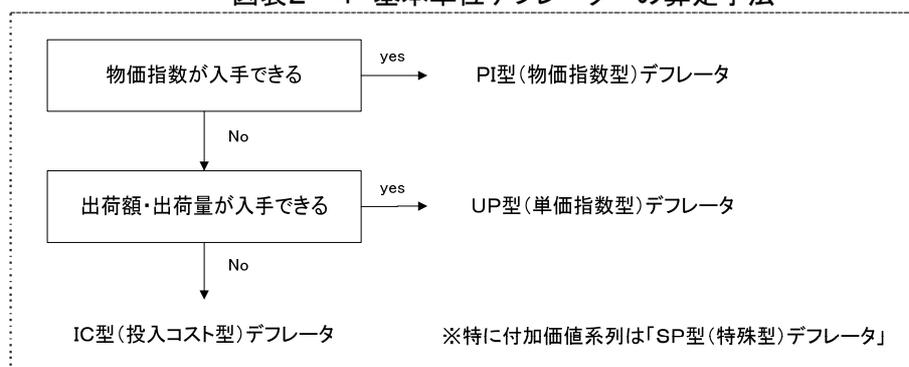
図表2-3 デフレーター算定の流れ



### 【基本単位デフレーターの算定】

基本単位デフレーターは、その財の特徴や既存物価統計の有無等に応じ、物価指数型（PI型）、単価指数型（UP型）、投入コスト型（IC型）及び特殊型（SP型）の4種類の中のいずれかによって、1次統計資料から算定する。

図表2-4 基本単位デフレーターの算定手法



基本単位デフレーター算定に必要なデータは以下の通りである。

図表2-5 デフレーター推計に用いる1次統計資料

	出典	暦年 公表	年度 公表	備考
農作物価統計 (API)	農林水産省統計情報部	◎		平成17暦年=100に換算した上で、当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。
消費者物価指数統計年報 (CPI)	総務省統計局	◎	◎	平成22年基準接続指数の年度平均値を利用。平成17年暦年平均=100に換算して利用。
The NUCLEAR Review	米 TRADE TECH 社	—	—	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。ただし、平成16年度以降は、燃料棒がIC型に変更したため、使用していない。
企業物価指数 (CGPI) 輸入物価指数 輸出物価指数	日本銀行調査統計局	○	◎	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。(税込値) なお、平成17年基準指数のない過去分については平成12年基準指数における変化率を適用して遡及。
東京都区部一般汚水使用料	東京都下水道局広報係	—	—	実績ベース (月次) 4月から翌年3月までの平均。
機械統計年報	経済産業省経済産業政策局	◎	◎	時系列データは年度ベースのデータを適用。平成17年基準変換のために、平成17暦年データを適用。
経済統計年報	日本銀行調査統計局			
国内銀行貸付金利			◎	
1年物定期預金			◎	
全国証券取引売買		◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
全国手形交換		◎		
工業統計表	経済産業省経済産業政策局	◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。
電通広告年鑑	(株)電通		◎	今年度は休刊となったため、2010年度は2009年度と同値とした。
交通関連統計資料集 (旧「陸運統計要覧」等から統合)	国土交通省		◎	当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。

各算定方法は以下の通りである。

- **PI型(物価指数型)デフレーター**の算定…………… 得られたデータをそのまま採用。
- **UP型(単価指数型)デフレーター**の算定…………… 出荷量と出荷額から単位量あたりの価格を算定し、指数化。
- **IC型(投入コスト型)デフレーター**の算定

投入コスト型デフレーターは、単位生産当たりの投入コストの変化を当該財の価格の変化とみなすもので、名目生産者価格ベースの産業連関表の投入額をウェイトとして計算する。具体的には、投入額が上位 10 品目以内かつ投入係数が 1%以上の投入要素（中間財、労働サービス、資本サービス）について、下式のように推計する。

【基本パターン】の計算

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

【投入品目に未知の IC型デフレーターを含むパターン】の計算

$$\begin{bmatrix} D_1 \\ D_2 \\ \dots \\ D_n \end{bmatrix} = \left[ I - \begin{bmatrix} b_{1,1} & b_{1,2} & \dots & b_{1,n} \\ b_{2,1} & b_{2,2} & \dots & b_{2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n,1} & b_{n,2} & \dots & b_{n,n} \end{bmatrix} \right]^{-1} \begin{bmatrix} b_{n+1,1} & b_{n+1,2} & \dots & b_{n+1,n} \\ b_{n+2,1} & b_{n+2,2} & \dots & b_{n+2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n+m,1} & b_{n+m,2} & \dots & b_{n+m,n} \end{bmatrix}^t \begin{bmatrix} d_1 \\ d_2 \\ \dots \\ d_m \end{bmatrix}$$

ただし、 $b_{i,j} = \frac{a_{i,j}}{\sum_{k=1}^{m+n} a_{k,j}}$

- $D_i$ : デフレーター未知である*i*財のデフレーター
- $d_i$ : デフレーター既知である*i*財のデフレーター
- $a_{ij}$ : *j*部門の*i*財の投入係数

【SP型デフレーターの算定】

図表2-6 SP型デフレーターの算定方法

SP型基本単位デフレーター	算定方法
公的金融（帰属利子）	全国銀行貸付金利、1年物定期預金、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（帰属利子）	
公的金融（手数料）	全国証券取引売買、全国手形交換、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（手数料）	
賃金・俸給	単位労働者の単位時間あたりの現金給与額 ＝現金給与総額指数／総実労働時間指数
社会保険料	
その他の給与及び手当	
営業余剰	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
資本減耗引当	木造住宅、非木造非住宅、鉱山・土木建設機械、運搬機械、その他の自動車、その他の機械・同部品、理化学機械デフレーターの合成
間接税	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
経常補助金	

【建設活動61要素デフレーター及び資本財16要素デフレーターの算定】

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

$d_i$ ：基本単位デフレーター（ $i=1 \sim 179$  建設活動、 $i=1 \sim 68$ ：資本財）

$a_{i,j}$ ：建設活動jに対する品目iの投入係数（ $j=1 \sim 61$ ：建設活動）

資本財jに対する品目iの投入係数（ $j=1 \sim 16$ ：資本財）

$D_j$ ：建設活動jのデフレーターまたは資本財jのデフレーター

【20部門デフレーターの算定】

建設活動61要素デフレーター及び資本財16要素デフレーターを、投資構成をウェイトとして合成し、算出する。

## 2.6.2 分野別新設費・災害復旧費・更新費の全国値の推計

### (1) 道路分野

#### 【推計の対象】

道路分野の推計対象を、「道路改良」、「橋梁整備」、「舗装新設」の3小分野とする。

#### 【推計に用いたデータ】

「道路統計年報」の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する以下のデータを使用。

図表2-7 道路分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1949年度 ～1951年度	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の <b>改良費</b>	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の <b>維持修繕費</b>	
1952年度 ～1954年度	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の <b>改良費</b>	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の <b>維持修繕費</b>	
1955年度 ～1965年度	一般道路事業（直轄）の <b>道路改良、橋梁整備、舗装新設</b>	一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の <b>橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持</b>	
1965年度 ～2010年度	一般道路事業（国庫補助、地方単独）の <b>道路改良、橋梁整備、舗装新設、特殊改良</b>		一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の <b>道路災害、橋梁災害</b>
備考	1970年度以降は用地補償費の実績値を按分して、1970年より前は推計により用地補償費を投資額より抜いている。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	その他修繕を道路の修繕とみなし、維持を道路、橋梁、舗装に按分している。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	用地補償費の実績値を按分して用地補償費を災害復旧費から抜いている。

#### 【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計と一致させており、道路局へのヒアリングに基づいている。

道路... 60年、橋梁... 60年、舗装... 10年

## (2) 港湾分野

### 【推計の対象】

港湾分野の推計対象を、「交通施設」、「係留施設」、「その他」の3小分野とする。

### 【推計に用いたデータ】

国土交通省港湾局の港湾施設の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する下表のデータを使用。

ただし、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「港湾整備特別会計」（決算書）の「港湾整備勘定」及び「特定港湾施設工事勘定」の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「港湾勘定」）を、新規改良費・維持補修費・災害復旧費で按分したものをデータとして使用している。

図表2-8 港湾分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1875年度 ～2003年度	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省港 湾局提供資料のうち、 <b>新規改 良費</b> を利用	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省 港湾局提供資料のうち、 <b>維 持補修費</b> を利用	「交通施設」、「係留施設」、「そ の他」とも国土交通省港湾局 提供資料のうち、 <b>災害復旧費</b> を利用
備考	港湾局の原典は、高橋宏直、後藤文子、横田弘[2005]「港湾施設の維持補修・更新費の将来推計」国総研資料257号 ( <a href="http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm">http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm</a> )		

### 【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させている。

交通施設 … 60年

係留施設 … 50年

その他 … なし

## (3) 空港分野

### 【推計の対象】

空港分野の推計対象を、「航空路」、「空港」の2小分野とする。なお、航空路は航空保安施設などを含み、また空港は滑走路等を含むものである。

【推計に用いたデータ】

1971年以降について、港湾分野の建設費、維持管理費、災害復旧費に関する以下のデータを、国土交通省航空局から入手して使用。ただし、成田空港、関西空港、中部空港に該当する金額については、特殊会社に行っていることを鑑み、推計の対象から除外。

なお、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「空港整備特別会計」（決算書）の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「空港整備勘定」）を新設・改良費とみなし、それを「航空路」と「空港」の比率で按分したものをデータとして使用。このとき、「災害復旧費」については2000年度から2003年度までの期間同様にゼロとする。

図表2-9 空港分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1971年度 ～2003年 度	空港： 国土交通省航空局資料 「 <b>空港の整備に係る総投資額</b> 」 航空路： 国土交通省航空局資料 「 <b>航空保安施設の整備に係る総投資額</b> 」	空港： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 <b>国内空港維持費</b> 」、「 <b>国際空港維持費</b> 」 より対象外空港分を除いた額 航空路： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 <b>航空路施設維持費</b> 」	内閣府「日本の社会 資本」のデータを用い る
備考	<p>(空港維持費の算出方法)</p> <p>①: 空港等維持運営費より国内空港維持費、国際空港維持費を抜き出す。(予算額については、別添電子データの国土交通省所管予算参考書(地方航空局、空港整備特別会計編)を参照。②、⑤、⑥も同様)</p> <p>②: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中①の割合分を抜き出す。</p> <p>③: ①と②を合算。(=羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場に係る年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>④: 二種b空港及び三種空港に係る維持管理投資の推定値を③に加えるため、以下の計算をおこなう。(旅客数については、別添電子データの空港管理状況調査を参照。なお、旅客データについては、直近10年のものを用いることとする。)</p> <p>③×(全空港の旅客数－成田空港、関西国際空港の旅客数)／羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場の旅客数 (=全空港(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑤: 空港等維持運営費より航空路施設維持費を抜き出す。</p> <p>⑥: 空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中⑤の割合分を抜き出す。</p> <p>⑦: ⑤と⑥を合算。(=航空路施設の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑧: ④と⑦を合算。(=全空港等(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>*2種b空港は、旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部の5つの空港である。</p>		

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させており、航空局へのヒアリングを実施した結果である。

航空路... 9年、空港 ... 50年

#### (4) 住宅分野

##### 【推計の対象】

推計対象を、国、地方公共団体が管轄している賃貸住宅と地方住宅供給公社が管轄している賃貸施設を対象とする。なお、地方住宅供給公社が管轄している賃貸住宅については、前年度調査同様に対象外とする。

##### 【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計している。

新設・更新費、維持管理費、災害復旧費として使用したデータの「建設業務統計年報」における名称は以下のとおりである。

図表2-10 住宅分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
<b>1) 国庫補助</b> ①公営住宅計 ②公営住宅建設推進計 ③特定有料賃貸住宅計 ④住宅地区改良計 ※用地先行取得費、用地費、補償費を除く <b>2) 地方単独</b> ①賃貸住宅新設改良計 ②住宅地区改良新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く <b>3) 地方住宅供給公社</b> ①賃貸住宅 (前年度調査から対象外) ②賃貸施設 ※用地造成費、用地費、補償費を除く	<b>1) 地方単独</b> ①賃貸住宅維持補修計 ②住宅地区改良維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	<b>1) 国庫補助</b> ①公営住宅計 ※用地費、補償費を除く

※2004年以降はデータが公表されていないため2003年の値を用いる。

##### 【耐用年数】

前回推計と同様、建設年度による技術革新等の影響を考慮し、着工年度により、以下のよう設定する。

- 1950年代以前着工： 31年
- 1960年代着工： 41年
- 1970年代以降着工： 61年

## (5) 都市公園分野

### 【推計の対象】

本推計における対象を、国、地方公共団体が管轄している都市公園とする。

### 【推計に用いたデータ】

投資額のデータには「建設業務統計年報」（1959～2003 年度）を使用。ただし、1958 年度以前については、「日本の社会資本」の 1958 年度ストック額から割り戻して推計。

また、建設業務統計では、直轄の維持管理費は新設改良費に含まれて計上されていることから、前回以前まではこれを新設改良費と見なして扱っていたが、前年度調査から、維持管理費分を切り分け、別の費用として推計を行っている。1996 年～2003 年の維持管理費については、国土交通省からデータを入手することができたためこれを用いているが、1995 年以前については、1996～2003 年の新設改良費と維持管理費の比率の平均値で按分している。

図表2-11 都市公園分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
<b>1) 直轄+国庫補助</b> ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く <b>2) 地方単独</b> ①都市公園新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く	<b>1) 地方単独</b> ①都市公園維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	<b>1) 直轄+国庫補助</b> ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く <b>2) 地方単独</b> ①都市公園計 ※公有財産購入費、補償金を除く

※2004 年度以降についてはデータが公表されていないため 2003 年度の値を用いる。

### 【耐用年数】

従来推計と同様に、一律で 43 年と設定する。

## (6) 下水道分野

### 【推計の対象】

下水道分野の推計対象を、「管きよ」、「処理場」の 2 小分野とする。

### 【推計に用いたデータ】

「下水道統計」（社団法人日本下水道協会）を推計のデータとして用いる。下水道統計において新設・更新費、維持管理費、災害復旧費とした費目ないしその推計方法は下表のとおりである。

図表2-12 下水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1953年度 ～1966年度	新設改良費（事務費、工事費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	維持費（事務費、作業費、補修費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	内閣府「日本の社会資本」  ※2004年度から2006年度は2003年度以前のデータの平均値とする。
1967年度 ～1977年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>建設費</b> （管きよ、処理場）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>維持管理費</b> をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1978年度 ～1985年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>建設費</b> （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>維持管理費</b> （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1985年度 ～2010年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>建設費</b> （工事費計）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>維持管理費</b> （管路、ポンプ場、処理場、その他）をそれぞれ「管路」、「ポンプ場」と「その他」の一部を「管きよ」に、「処理場」と「その他」の一部を「処理場」に割り振る	

【耐用年数】

耐用年数は、従来どおり、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省都市整備局下水道部へのヒアリングを基に、同総合政策課の推計方法と一致させている。

管きよ...60年

処理場...33年

(7) 治水分野

【推計の対象】

治水分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している河川、ダム、砂防、治水機械とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」のデータを「建設業務統計年報」の1960～2000年度までの河川、ダム、砂防、治水機械の平均比率で按分して推計している。

図表2-13 治水分野における推計に用いたデータ

小分野	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
河川	1) 直轄+国庫補助 ①河川新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川計 ※補償金を除く
河川総合開発(ダム)	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発新設改良計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発維持補修計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発計 ※用地費、補償費を除く
砂防	1) 直轄+国庫補助 ①砂防新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防計 ※補償金を除く
治水機械	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械購入 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械修理 ※用地費、補償費を除く	

※2004年度以降はデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数を、河川、河川総合開発（ダム）、砂防、治水機械別に、従来どおり以下のように設定する。

- 河川： 設定せず
- 河川総合開発： 80年
- 砂防： 67年
- 治水機械： 7年

(8) 海岸分野

【推計の対象】

海外分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している海岸保全施設整備、海岸環境整備等とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「海岸統計」（国土交通省河川局、1961～2010年度）のデータを用いる。1960年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1960年度ストック額から割り戻して推計している。ただし、従来同統計の補助事業に位置づけられていた事業の多くが、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金に計上されるようになったため、平

成 22 年度以降の海岸統計では事業の項目が掲載されなくなる、または大幅に減額となった事業が存在している。また、現時点では社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金で実施されている事業から海岸分野の事業のみを把握することは困難な状況にある。今年度作業においては、これまでのデータの推移を鑑み、高潮対策事業、侵食対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海岸浄化対策事業、補修事業については平成 22 年度も 21 年度と同額が支出されたものとみなして推計を行った。

図表 2-14 海岸分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
<b>1) 直轄</b> ①直轄海岸保全施設整備事業 <b>2) 補助</b> ①高潮対策事業 ②侵食対策事業 ③局部改良事業 ④海岸環境整備事業 ⑤海域浄化対策事業 ⑥公有地造成護岸等整備事業 ⑦津波・高潮危機管理対策緊急事業(2006 年度から) ※用地費、補償費は無視 <b>3) 地方単独</b> ①単独事業費	<b>1) 直轄</b> ①直轄海岸維持管理 ※沖ノ鳥島関連。前回推計では含めていなかった。 <b>2) 補助</b> ①補修事業 <b>3) 地方単独</b> ①単独補修費 ②単独維持管理費	<b>1) 直轄</b> ①直轄海岸災害復旧事業 <b>2) 補助</b> ①補助海岸復旧事業 <b>3) 地方単独</b> ①単独災害費

【耐用年数】

従来と同じく、一律で 50 年 と設定する。

(9) 廃棄物分野

【推計の対象】

廃棄物分野の推計対象を、廃棄物処理施設及びし尿処理施設における中間処理施設、最終処分場、収集運搬施設とする。なお、収集運搬施設は、2006 年度以前の中間処理施設、最終処分施設の一部を組みかえて新たに設けられた費目であり、合計では従来の枠組みから変更がない。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「日本の廃棄物」(環境省)をデータとして用いる。なお、各年度とも基本的に「日本の廃棄物」から以下の項目を収集しているが、年代によっては、旧厚生白書からのデータを使用している。

図表2-15 廃棄物分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場、収集運搬施設の工事費	廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場の維持管理費	推計に反映させていない

【耐用年数】

耐用年数は、25年と設定する。なお、耐用年数を25年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査結果に従ったものである。

(10) 水道分野

【推計の対象】

水道分野の推計対象を、地方自治体で水道事業を営んでいる地方公営企業の上水道事業及び用水供給事業とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「水道統計」（厚生労働省）のデータを用いる。

図表2-16 水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1961年度～2000年度	『水道統計』のうち、「新設・拡張事業費」、「改良事業費」	『水道統計』のうち、上水道事業・用水供給事業の「人件費」、「動力費」、「修繕費」、「薬品費」を対象にする。	『日本の社会資本』の数値を使用する。 ※2004年度から2007年度はデータが公表されていないため、2003年度以前データの25年間の平均値を用いる。
1961年度～2010年度			

【耐用年数】

耐用年数は一律39年と設定する。なお、39年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査時に厚生省（当時）にヒアリングを行った結果、決定したものである。

(11) 工業用水道分野

【推計の対象】

工業用水分野の推計対象を、地方公共団体等が所有・管轄している工業用水道事業とする

【推計に用いたデータ】

投資額は、「地方公営企業年鑑」（総務省）から、工業用水事業について、下表の費目を抽出して用いる。

図表2-17 工業用水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～2010年度	『公営企業年鑑』の「建設改良費」から「職員給与費」と「建設利息」を差し引いたもの	『公営企業年鑑』の経常経費のうち「職員給与費」、「動力費」、「修繕費」、「材料費」、「薬品費」、「路面復旧費」を足した数値	災害復旧費はデータが公表されていないため考慮していない。

【耐用年数】

耐用年数を37年とする。なお、37年に設定したのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省国土計画局の調査において、経済産業省にヒアリングを行った結果に従ったものである。

(12) 治山分野

【推計の対象】

治山分野の推計対象を、国及び地方公共団体の治山対策事業とする。

【推計に用いたデータ】

新設改良投資は、「行政投資実績」の治山分野の投資額をデータとして使用する。また、用地補償費については、治山事業の性格上、ほとんど発生していないことから、ゼロと仮定する。災害復旧費については、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、日本の社会資本と同様のデータを利用し、2004年度以降については過去の平均値を仮定する。維持・修繕費については、治水分野の砂防ダムにおける実績データ比率を活用して算定する。

\* (参考) 日本の社会資本における投資額の定義

・名目投資実績額

治山事業を対象とし投資額を調査した。

なお、1974年度以前の新設改良費には維持補修費および用地費、補償費が含まれている可能性があるが、その比率は小さいので無視する。

図表2-18 治山分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年 度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	治水分野の砂防ダムの実績比率より、投資額を治山分野に置き換えて推計する	『日本の社会資本』の治山分野の災害復旧費
2000年度 ～2010年 度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	※2003年以降はデータが入手できなかったため、2001年から2002年の変化率を2003年以降に適用し、推計する。	※2004年以降はデータが公表されていないため、2003年以前のデータの平均値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数は67年と設定する。なお、この設定に当たっては、平成13年度及び平成14年度の推計時に農林水産省に対しヒアリングを行っている。

(13) 農林漁業分野

【推計の対象】

農林水産分野の推計対象を、国及び地方公共団体が行う「農業分野」「林業分野」「漁業分野」の事業とする。具体的には農業分野では「農業基盤整備」、「市場」及び「と畜場」、林業分野では「林道」及び「造林」、漁業分野では「漁港」を対象とする。

【推計に用いたデータ】

農林漁業分野の投資額の推計には、「行政投資実績」を使用する。ただし、農業分野の行政投資実績には、用地・補償費が含まれているため、その分を「農用地建設業務統計」（農林水産省）を利用し、合計額に占める用地・補償費の標準比率を算定（2.6%<sup>4</sup>）し、行政投資額に乗じて控除する。また、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、災害復旧費は、2003年度までは「日本の社会資本」のデータを利用し、それ以降については1970年度から2003年度までの平均を用いる。

また、林業分野・漁業分野でも同様に、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、2003年度までは「日本の社会資本」と同じデータを利用し、2004年度以降については農業分野と同様とする。

なお、「造林」の災害普及費は、災害普及という概念が「森林災害普及事業」が創設された1981年度以降であるため、便宜上「林道」に含めて扱う。

農林漁業分野の維持管理費については、用地・補償費と同様に農用地建設業務統計から、標準維持・管理費比率（0.85%<sup>5</sup>）を求め、これを投資額に乗じて推計している。

<sup>4</sup> この標準用地・補償費比率2.6%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

<sup>5</sup> この標準維持・管理比率0.85%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

図表2-19 農林漁業分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	行政投資実績の投資額 (農業分野は、用地・保障費を推計で控除)	農用地建設業務統計の維持管理費比率を利用して推計	「日本の社会資本」のデータを利用
2000年度 ～2010年度			※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数を以下のように設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における農業の農林水産省、林道・造林の林野庁、漁港の水産庁に対するヒアリング結果に基づいている。

農業・・・53年、林道・・・47年、造林・・・45年、漁港・・・50年

(14) 学校分野

【推計の対象】

学校分野の推計の対象を、国及び地方自治体が設置した全ての学校とする。具体的には、国立大学、公立大学、公立の小・中・高等学校及び各種を対象としている。

【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降については、「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費の推移から地方自治体分を推計し、それに一定割合（2001年度から2003年の『日本の社会資本』の新設費と「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費との比率）を乗じて、国及び地方自治体の分とする。

また、維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の学校を対象とする数値のみである。また国の維持管理費も文科省は把握していないことから、上記のデータが取れる1980年度以降については、「地方教育費調査報告」より地方歳出分の維持管理費のデータを捕捉し、これに一定割合（28%<sup>6</sup>）を乗じて国の分を推計する。1979年度以前については、維持管理費をゼロと仮定する。

<sup>6</sup> 前年度版に準拠している。

図表2-20 学校分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953年度 ～1979年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロと仮定	「日本の社会資本」のデータを利用
1980年度 ～1999年度	※2010年度以降は、 <b>地方教育費調査報告の資本的支出の中の建築費の推移から推計</b>	地方教育費調査報告の「幼稚園」「小学校」、「中学校」、「盲・聾学校」、「高校全日制」、「高校定時制」、「中等教育学校」、「高等専門学校」の管理費、「小学校」、「中学校」の修繕費	※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる
2000年度～ 2010年度			

【耐用年数】

学校分野の耐用年数を39年で設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。

(15) 社会教育分野

【推計の対象】

社会教育分野の推計の対象を、地方自治体が設置した全ての社会教育施設、社会体育施設、文化施設とする。なお、日本の社会資本では、それぞれが何を指すのか、その具体的定義を明らかにしておらず、本調査においてもそれを明確化することはできていない。

【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降の新設費については、「地方財政統計年報」（総務省）の「普通建設事業費」で2003年度から延長推計する。また、改良費は従来同様に耐用年数に達した2000年価格評価の新設費とする。維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の施設を対象とする数値のみである。そのデータが取れる「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費に関する歳出の合計額を本調査における維持管理費とみなし、1980年度以前のものについてはゼロとする。

図表2-21 社会教育分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953 年度 ～1979 年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロとみなす。	「日本の社会資本」のデータを利用
1980 年度 ～1999 年度	※2010 年度以降は「地方財政統計年報」の普通建設事業費の推移から推計	「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費	※2004 年度以降はデータが公表されていないため、2003 年以前のデータの平均値を用いる。
2000 年度～ 2010 年度			

【耐用年数】

社会教育分野の耐用年数を 40 年と設定する。なお、これらの耐用年数は、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。